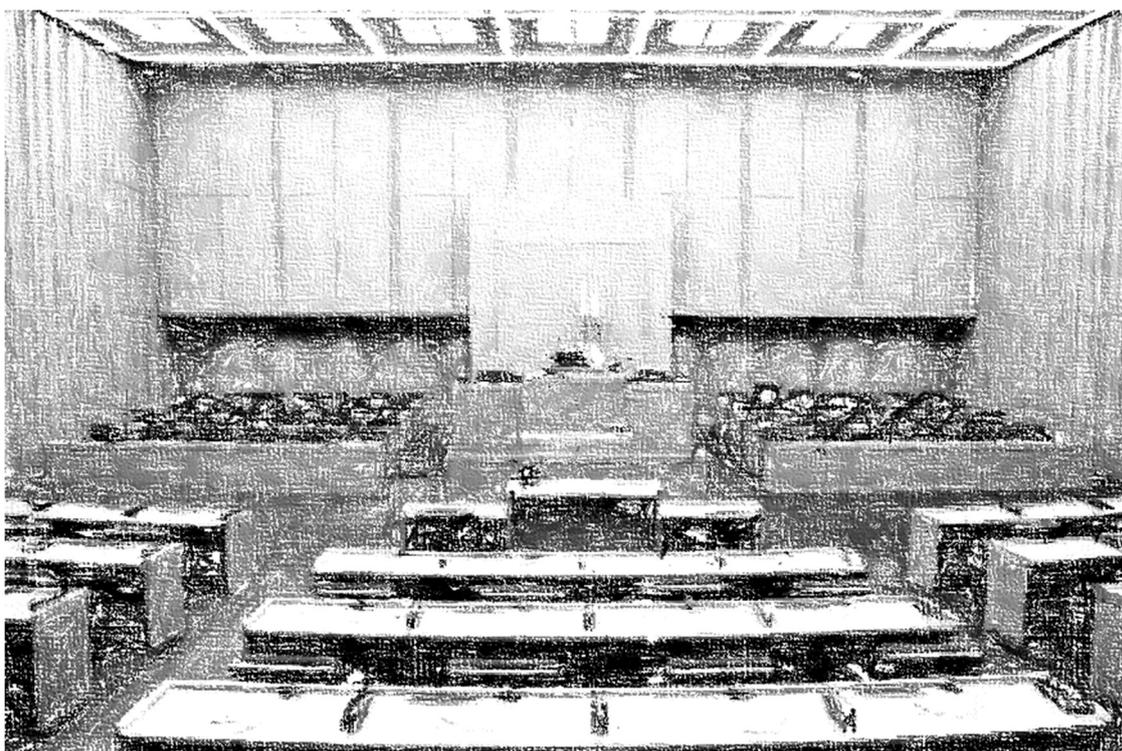


調査時報

特集

- 1 令和6年度特別（桜島爆発対策・都市整備対策）委員会
行政調査報告
- 2 鹿児島市・パース市姉妹都市盟約50周年記念訪問団報告
- 3 鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告



鹿児島市議会

2025 1月 No.150

目 次

特 集 1	令和6年度特別委員会行政調査報告	3
	桜島爆発対策特別委員会	4
	都市整備対策特別委員会	14
特 集 2	鹿児島市・パース市姉妹都市盟約50周年記念訪問団報告	30
特 集 3	鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告	53
議会のうごき	市議会日誌（令和6年10月～12月）	70
	令和6年第4回市議会定例会において可決された意見書	74
議長会報告	令和6年10月～12月	75
地方行財政調査資料目録	令和6年10月～12月	93
図書室だより	（新規購入図書）	94

特集1

令和6年度 特別委員会行政調査報告

令和6年度の特別委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委員会名	期間	調査項目
桜島爆発対策 特別委員会	10/17～18	山梨県富士山科学研究所について（山梨県）
都市整備対策 特別委員会	10/16～18	サンポート高松地区（高松港）のまちづくりについて（高松市） 長崎駅周辺再整備事業について（長崎市）

桜島爆発対策特別委員会行政調査報告から

【山梨県】

山梨県富士山科学研究所について

1. 研究所について

(1) 研究所の概要

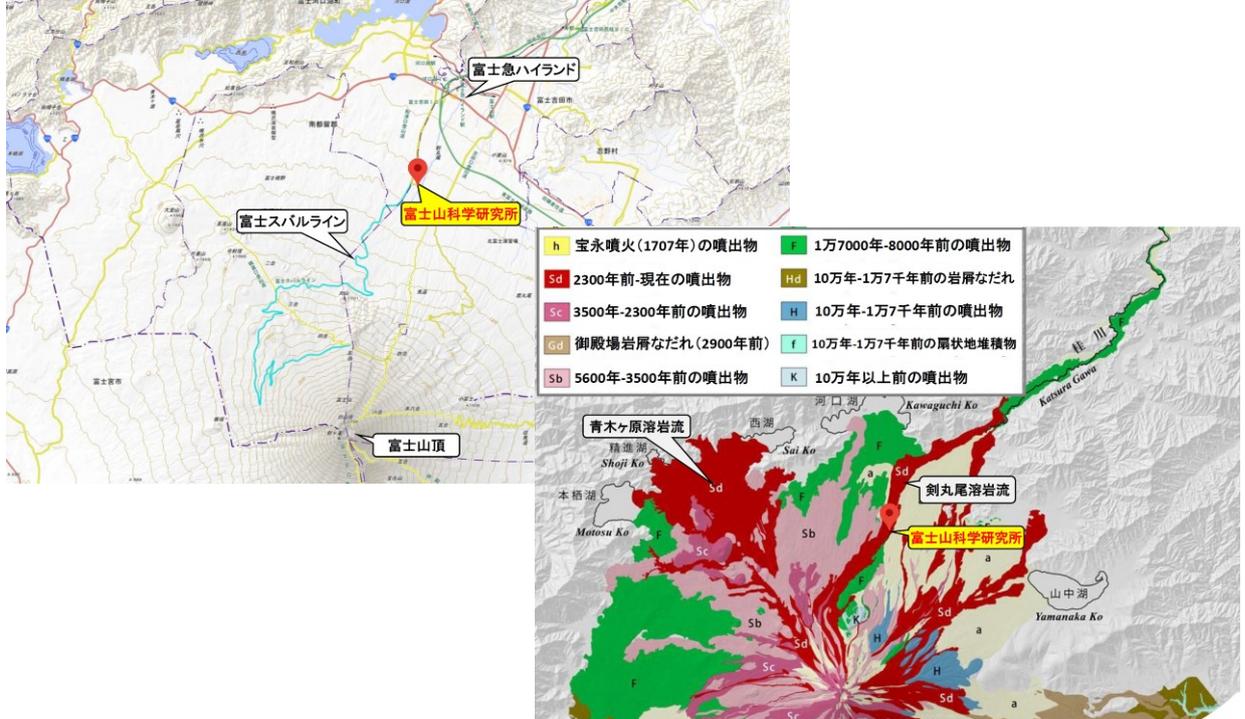
富士山の自然、文化、火山防災を研究する機関として、1997年に山梨県環境科学研究所を設立した。その後、富士山の世界遺産登録を機に、2014年に山梨県富士山科学研究所に改称した。富士山は非常に活発な火山である一方、夏場はたくさんの方が登山を行うことから、安全対策に少し不備があるのではないかという指摘を踏まえて、富士山を重点的に研究する機関となり、富士山の顕著な普遍的価値を保存・管理し、活用していくとともに、富士山火山防災対策に取り組むために、富士山の自然環境をさらに深く研究する必要があることが認識された。

研究所では、富士山を中心とした研究に加えて、水資源の保全、外来種・有害鳥獣対策等、全県的に対応が必要な環境課題を研究する「研究」機能、県民や来訪者に対して富士山及び地域環境に関する知識の普及、啓発や各種資料情報の収集・提供を行う「教育・情報」機能、さらに研究成果等の発信や研究機関・研究者との連携を推進するための「広報・交流」機能の3つが相互に連携しながら、研究成果の見える、県民に開かれた研究所を目指すとともに、県民のニーズに適合した研究や各種事業をより効率的、効果的に進め、充実した研究機関として富士山の環境保全の支援に努めている。



(2) 研究所の設置場所

富士山北麓・富士スバルライン料金所のすぐそばに設置しているほか、約 1 千年前に流れ出した溶岩流の真上に立地していることから、溶岩流が森に流れて樹木を巻き込み、焼けた樹木が穴となって残っている箇所を敷地内で見学することができる。

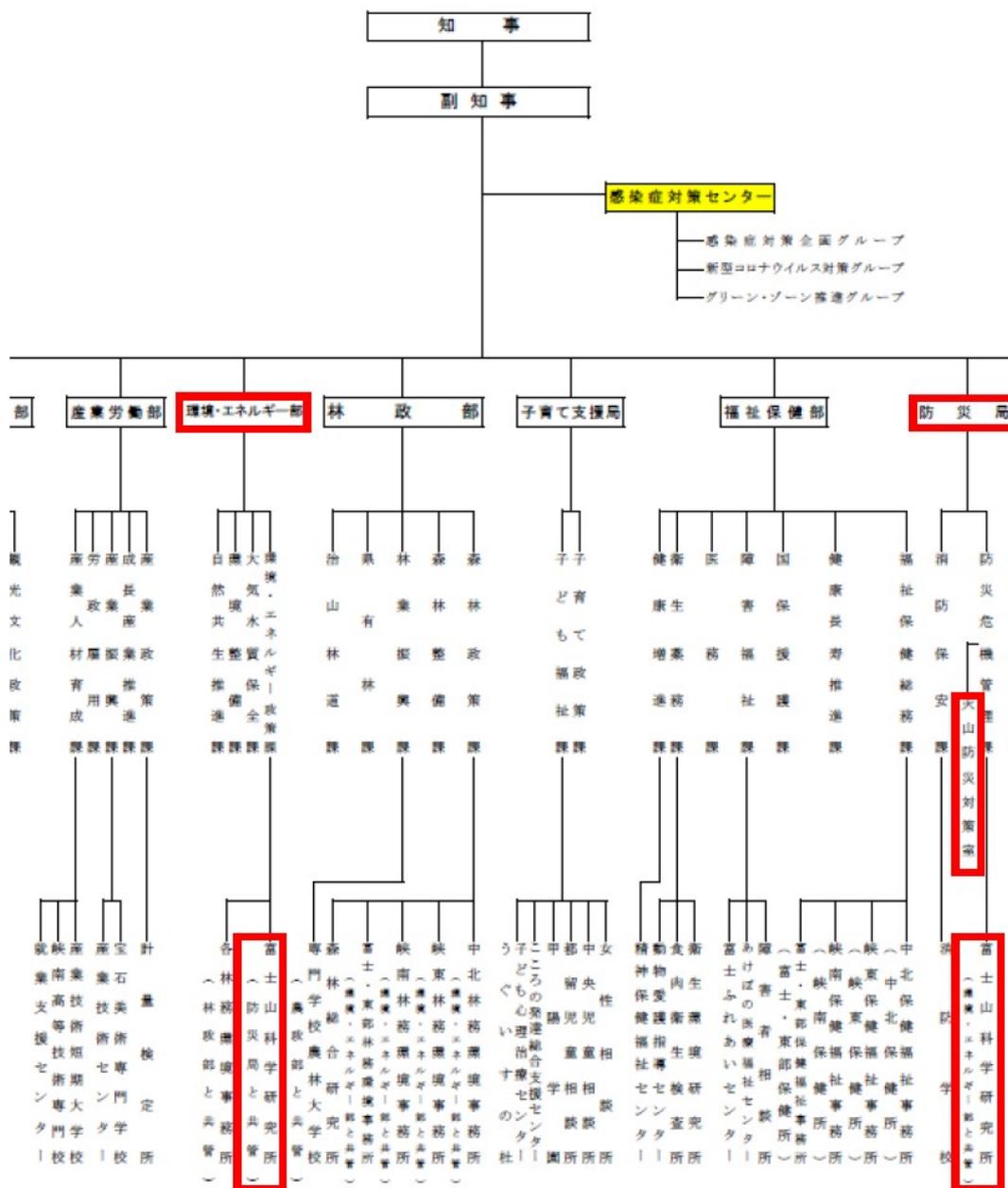


また、ふだんは水が流れていないものの、水はけのよい地形なので、雨のときに土石流が流れる川があり、研究所の端には砂防施設、砂防堰堤がある。



(3) 機構図

山梨県環境・エネルギー部と防災局の共管組織。研究所でも県職員という立場の職務を行っている。



2. 富士山火山防災研究センターの取組について

(1) 研究センターとは

富士山科学研究所の附属組織として、2019年度まで研究部火山防災科として活動しており、2020年度に「火山防災研究センター」に改称した。火山防災に特化した組織として、火山の専門家が多数（フルタイムの研究員だけで12人）いるとともに、国内では数少ない火山研究に特化した組織であり、令和になってから研究員を急速に増やして火山の研究に力を入れている。

また、山梨県防災局に所属する県直轄の組織で、災害発生時には、県職員として災害対応に当たる責務を負っている。

(2) センターにおける主な研究活動

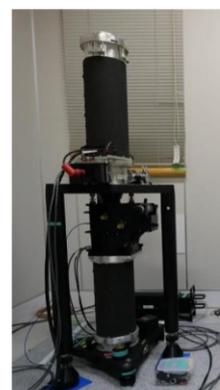
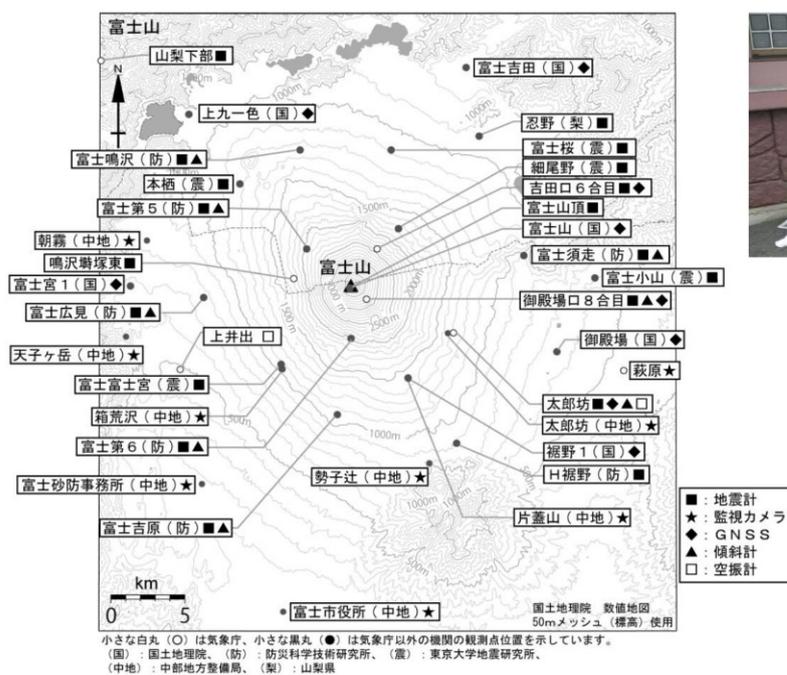
① 野外における地質調査

今後の噴火で起き得る事象を具体的に想定するため、溶岩の壁に張り付いて調査を行うとともに、溶岩を採取して分析を行っている。また、ショベルカーを使って地質調査を実施し、詳細な噴火履歴を解明する業務に取り組んでいるほか、火山の下で地震がどれくらい起きているか、地殻変動がどれくらい起きているかを観測している。



② 関係機関と連携した地球物理観測

関係諸機関が設置した地震計・傾斜計・衛星測位システム等の観測機器で取得したデータを解析して、地下における火山活動の状況を監視している。



③ 噴火が発生した火山での現地被害調査

富士山は、300年間、噴火していないことから、実際に噴火したときに、どういった状況が発生するかを調査するため、各地の火山で噴火が発生した際に、現地に赴き被害調査を実施し、今後の被害想定に活用している。



2014年御嶽山噴火における噴石被害



2016年阿蘇山噴火における噴石被害



2018年草津白根山噴火における噴石被害



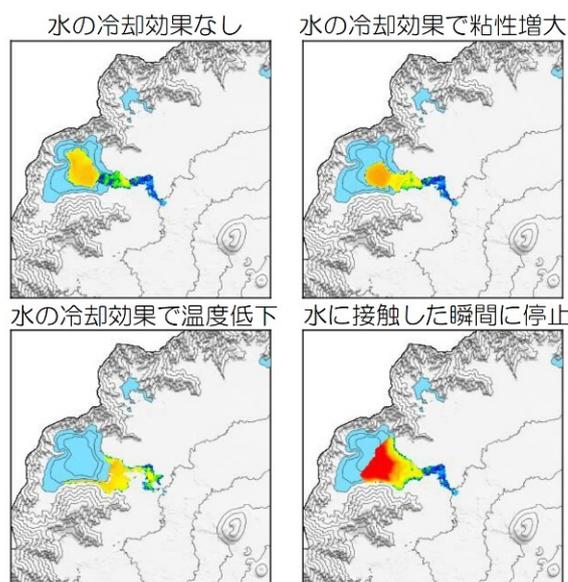
2021年福徳岡ノ場海底火山噴火による漂着軽石被害



2022年トンガ噴火による降灰

④ コンピューターによる解析

可能な限り、現実的な想定に基づいて噴火対策ができるよう、ハザードマップで利用するシミュレーションの計算手法の改良に取り組んでいる。



⑤ 火山灰堆積時の車両走行実験（令和 3 年実施）

平成30年度に鹿児島市が実施した試みを参考に、令和 3 年11月に富士吉田市で車両走行体験事業を実施。

行政、消防、警察、自衛隊、DMATなどの約60機関が参加し、一般市民に試乗・体験してもらった。計測機を装備した車両での走行実験も実施。

この実験において、チェーンをつけて走行したところ、チェーンが灰を掘ってしまい、進まなくなったことから、大量の降灰時にはチェーンを装着しても走行できないことが分かった。



(3) センターにおける主な行政支援活動

主な活動	概要
県防災局の火山対策への助言	山梨県防災局の火山防災対策室と連携して、富士山の火山噴火対策を主体的に推進。
火山防災対策協議会における図上訓練の企画・運営	富士山の火山防災対策協議会に名誉顧問・所長、部長が火山専門家（活火山法の7号要件）として参画しているほか、センターの正規職員も全員、協議会に毎回参加。
避難促進施設に対する避難確保計画作成支援	避難対象地域に含まれる学校、病院、高齢者施設等を対象に避難確保計画作成支援のための説明会・図上演習を実施。
地元小中学校における避難訓練への助言・支援	富士北麓地域の公立小中学校を中心に火山噴火等を想定した実践的な避難訓練を立案・支援。出張授業も実施。
地元の看護協会等の防災講習会での講演	地域の看護協会等における防災講習会で講演。地域のケーブルテレビ等の防災啓発番組の作成にも協力。

(4) 各種計画の改定

令和 3 年にハザードマップを改定したことから、避難計画も 5 年に改定した。それに伴い、避難対象エリアを 1 万 5 千世帯から 11 万世帯へ見直しを行ったことから、そのエリアにある病院、学校、高齢者施設を新たに避難促進施設に加えた避難確保計画の作成を支援した。

富士山周辺の市町村は、多くにまたがっていることから、市町村が各自で作成するとバラバラになる可能性も考慮し、研究所が中心となって支援に取り組んだ。

3. 研究所の環境教育・交流について

(1) 目的

富士山の自然と人との関わりについて、環境教育プログラムや展示を通して学習の機会を提供するとともに、富士山や地域の環境に関する各種資料や情報を収集し、県民や来訪者に対する知識の普及と啓発を図る。

また、研究機能、教育・情報機能、広報・交流機能の 3 つが相互に連携しながら、研究成果の見える、県民に開かれた研究所を目指している。

(2) 体制と人員

スタッフは総勢 11 人で、その中には退職した研究員を専門員として再任用で 2 人雇用しており、一般の方とやり取りをする際に、最初から専門的な話ができるメリットがある。

また、県教育委員会から教員が 2 人来ており、地域の教育委員会や学校とやり取りをする際に、教員同士が話を進めることで、学校の意向に沿った教育活動を実施している。

(3) 利用者数

新型コロナの発生前は 3 万人から 4 万人の利用があったが、新型コロナ発生後は利用者数はかなり減少した。令和 5 年は 2 万 5, 860 人まで回復してきたところであるが、利用者数を増やすことより、施設の展示物や事業の内容を質の高いプログラムに見直したことにより、利用者からは好評を得ている。

(4) 教育事業

<p>① ふじさん自然教室</p> <p>学校等の団体を対象にした富士山や自然についての学習を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーゲーム ・自然観察教室 ・映像で学ぶ富士山 ・展示見学・調べ学習 ・工作「ネタの模型づくり」 ・DVD上映 	<p>② 富士山学習支援</p> <p>学校を訪問し、富士山に関する学習に対して授業を行うほか、富士山学習を進めるに当たっての学校、教員への支援に取り組む。</p> 
<p>③ 森のガイドウォーク事業</p> <p>研究所周辺の森を自然解説員のガイドの案内で散策する。</p> 	<p>④ 人材育成事業</p> <p>富士山及び地域の環境保全に興味・関心を持つ人材を育成することを目的に履修制度を設けている。3年間の履修により、ガイドを行う自然解説員を育成し、登録者は森のガイドウォーク事業を実施している。</p>
<p>⑤ 体験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山観察会 <p>富士山火山観察会 富士山で一番新しい噴火口「宝永火口」を見にいこう！</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・植物観察会 	<p>⑥ 常設・企画展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示：富士山サイエンスラボ ・R6企画展：富士山をはぎ取る <p>—地層が語る3000年の物語—</p> 

(5) 情報事業

① 図書館の運営

- ・約 2 万 5 千冊の図書、約 1, 200 点の映像資料を所蔵。
- ・科学の良書を紹介する「科学道 100 冊傑作選」を開催
- ・企画展に合わせた書籍の紹介



② メールマガジン「けんまるび」

- ・研究所の予定についてお知らせ
- ・新着図書の紹介
- ・各種イベントの案内

③ Web サービスでの情報発信

- ・ホームページでの情報発信
- ・研究課題、研究者の紹介
- ・リポジトリなどの発刊物の提供



(6) 交流事業

① 出張講座

高校生以上の一般の方々を対象に研究成果や個々の研究員の知見・経験を生かしたテーマについて、研究員が分かりやすく講義している。

研究員における富士山の専門的な話を聞けるということで、好評である。

研究員：18人、出張講義回数：185件、9,822人



② 公開講座

ア 富士山科学講座

研究員が富士山に関する新しい知見や研究成果を紹介。

イ 富士山自然ガイド・スキルアップセミナー

外部から専門家を招き、自然ガイドに役立つ知見を紹介。

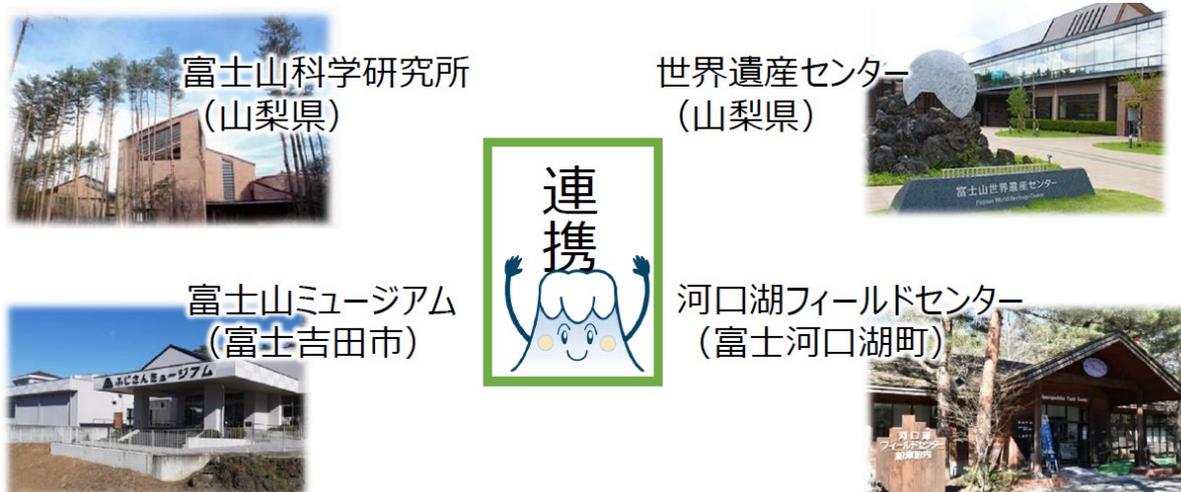
ウ 国際シンポジウム・ワークショップの開催



③ 地域交流事業

各施設のガイドとスタッフのスキルアップの場として、4施設が研修の場を提供し、研修を実施している。

また、県・市・町の施設はそれぞれの特色があり、事業内容は異なるが、目指す方向は同じであることから、4施設が連携した取組を推進している。



(7) 広報事業について

① 広報による情報発信

ア 定期刊行物

年1回発行している年報で研究所の情報を積極的に発信しているほか、ニューズレターという情報誌を年4回発行しており、親しみやすい内容で広報している。

イ Webサービスによる広報

ホームページやSNSを工夫して活用しているものの、なかなか浸透していないところが課題である。

ウ 報道対応

令和5年度の報道対応は43件と年々増えており、メディアを通して研究所の取組を紹介している。

4. 今後の取組について

様々な溶岩シミュレーションを行っているが、溶岩流が海・湖に入った後のシミュレーションは行っていないところである。溶岩流は水に触れ、急に冷やされると流れが止まるが、富士山の場合、富士五湖に溶岩流が流れてしまうと、湖を満タンにした後、どこからあふれ出すかのリアリティのある想定ができないことから、水による冷却効果の検証に取り組んでいる。

都市整備対策特別委員会行政調査報告から

【高松市】

サンポート高松地区（高松港）のまちづくりについて

1. サンポート高松地区（高松港）の概要

高松港は、四国の海の玄関口として、また本州や離島との海上交通の要衝として重要な位置にあり、商港及び観光港的機能のほか工業港として、四国の中枢管理都市高松市とともに発展してきた。高松港の港湾区域は、東は屋島西町長崎の鼻から女木島南端の帆樋の鼻を結び、西は生島町五色台紅峰東北端に至る長さ約12km、面積約3,100haと東西に長く広範なものとなっており、屋島、朝日、玉藻、西浜、弦打、香西、神在、生島の8地区がそれぞれの特色を発揮することにより総合的に機能している。

玉藻地区は、小豆島、直島などの離島や本州と結ぶフェリー、旅客船等の発着が集中する高松港の中心地区である。サンポート高松では平成13年に港湾施設の供用を開始し、23年度には2万t級岸壁を5万t級岸壁に増強し、大型クルーズ船も寄港するようになっており、市民のにぎわいと憩いの場としても親しまれている。

朝日地区は、高松港の物流の拠点となっている。高松港コンテナターミナルが整備され、平成9年の高松港－釜山港の国際コンテナ定期航路の就航以降、航路が増加し、現在、4航路（釜山、上海、青島、神戸）週7便が就航し、四国でも有数の外貨コンテナ取扱量となっている。

<サンポート高松地区（高松港）の位置>



＜昔のサンポート高松地区（高松港）の様子＞



2. サンポート高松地区（高松港）の再開発

＜再開発事業開始までの流れ＞

昭和63年 4月 瀬戸大橋開通



昭和63年 4月 宇高連絡船廃止



平成 8 年度 再開発事業の開始



平成 5 年度「サンポート高松」の愛称決定
 「サン」＝太陽、讃岐の“讃(さん)”
 「ポート」＝港

(1) 都市構造再編成集中支援事業（サンポート高松地区）

サンポート高松地区は、高松市の北部に位置し、高松市都市計画マスタープランにおいて、広域交流拠点として、多様な都市機能の集積と高度化を推進し、にぎわいの創出を図る地区として位置づけている。

高松港をはじめ、JR高松駅や琴電高松築港駅などの集まる交通結節機能やウォーターフロントという優れた環境を生かし、商業、官公庁、文化、交流、情報などの集積する四国の中枢都市拠点である。近年、瀬戸内国際芸術祭の開催なども相まって、島々の観光資源への関心が

高まったことを受け、外国人を含めた宿泊者数が大幅に増加していることなど、観光拠点の機能を有するハブ機能の役割も求められている。

また、新県立体育館（香川県立アリーナ）の整備をはじめ、高松駅ビル（タカマツオルネ）や徳島文理大学の建設等が予定されており、人流はさらに増加することが予想され、中心市街地も含めた回遊性の向上や交通結節機能の強化に併せて、風光明媚な瀬戸内の景観を生かした整備により、魅力的な地区づくりの実現を目指している。

高松市では、この実現を推進するに当たり、令和 3 年 9 月に高松市都市再生協議会を設置し、4 年 3 月にサンポート高松地区都市再生整備計画を策定した。

< 関連事業 >

- ・新県立体育館（香川県立アリーナ）整備事業（令和 7 年 2 月 24 日開業予定）
事業主体：香川県 全体事業費：190 億円
- ・高松駅ビル開発事業（令和 6 年 3 月 22 日開業）
事業主体：四国旅客鉄道株式会社
- ・徳島文理大学建設事業（令和 7 年 4 月開校予定）
事業主体：徳島文理大学
- ・外資系最高級ホテル建設事業（令和 9 年夏頃開業予定）
事業主体：四国電力

< 再開発の範囲 >



< 土地区画整理事業計画図 >



< 再開発後のサンポート高松地区（高松港） >



3. サポート高松地区（高松港）の今後の展開等



(1) 高松駅ビル（タカマツオルネ）

- デザインコンセプト「瀬戸内海の穏やかな海のゆらぎ」
- スーパーや飲食店など約50～60店舗を誘致
- 高松の玄関口として、『ここが目的地、出発地』となる施設



(2) 徳島文理大学

- 最新の設備と美しさを兼ね備えた「都市型キャンパス」
- 令和 7 年 4 月開校予定で約1,300人の学生が通学
- 地上18階建て地下1階、図書館や体育館、音楽ホールなどを整備予定



(3) 高級ホテル

- 高級ホテルを核とした観光の中心拠点を作る
- 地域固有の魅力を発信
- 国内外から旅行者を引き付ける
- 地上13階、客室数92室



(4) 新県立アリーナ

- 様々な用途に利用できる多目的アリーナ
- 最大収容人数は中四国最大級の約 1 万人
- サンポートの環境に調和した、利用しやすい施設



(5) サンポート高松地区のプロムナード化

- 車道を歩行者空間にする
- 周辺に住んでいる方や緊急時の対応を慎重に検討

【令和6年5月時点の方針（案）】

【県立アリーナ周辺道路】

- ・車道 4 車線を 2 車線に縮小して歩行者空間を拡大
- ・多目的利用できる空間として整備
- ・路上駐停車の抑制

【高松駅北側道路】

- ・車道 4 車線を歩行者空間化
- ・多目的利用できる空間として整備
- ・当面土日祝日の9時～21時は車両通行止め
- ・災害時や緊急時には関係車両が通行できる運用とする

地図出典：国土地理院ウェブサイト（地理院地図に追記）

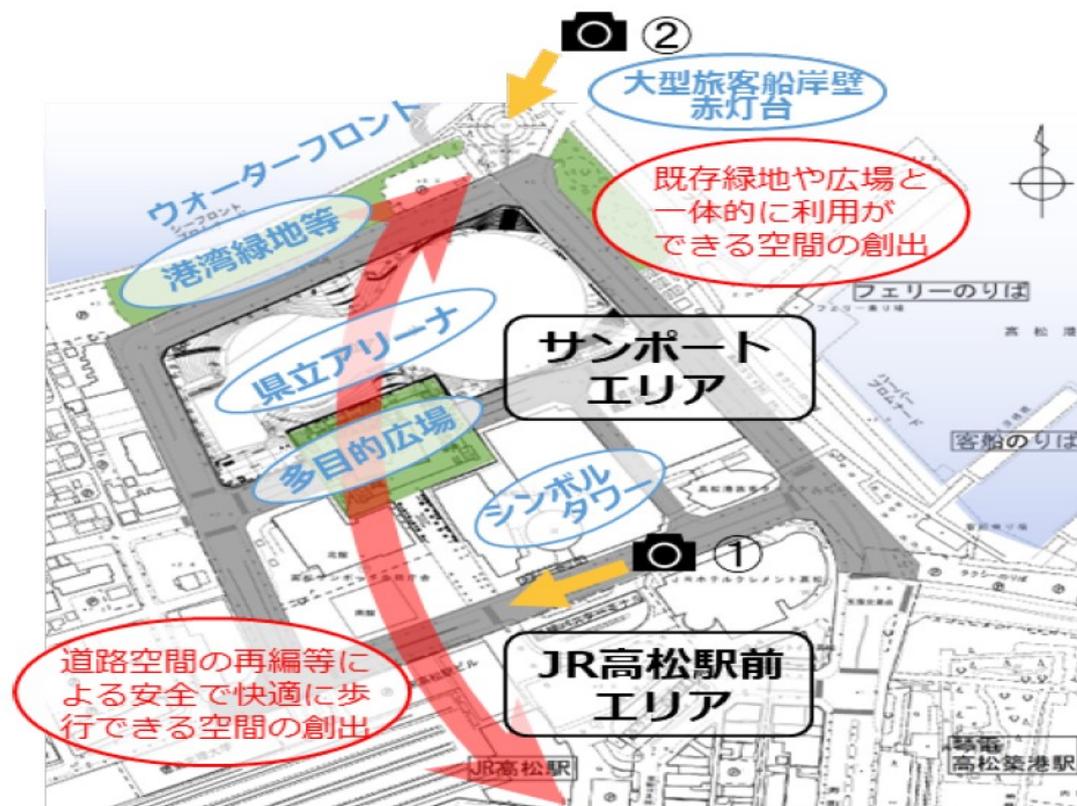


① プロムナード化の目的

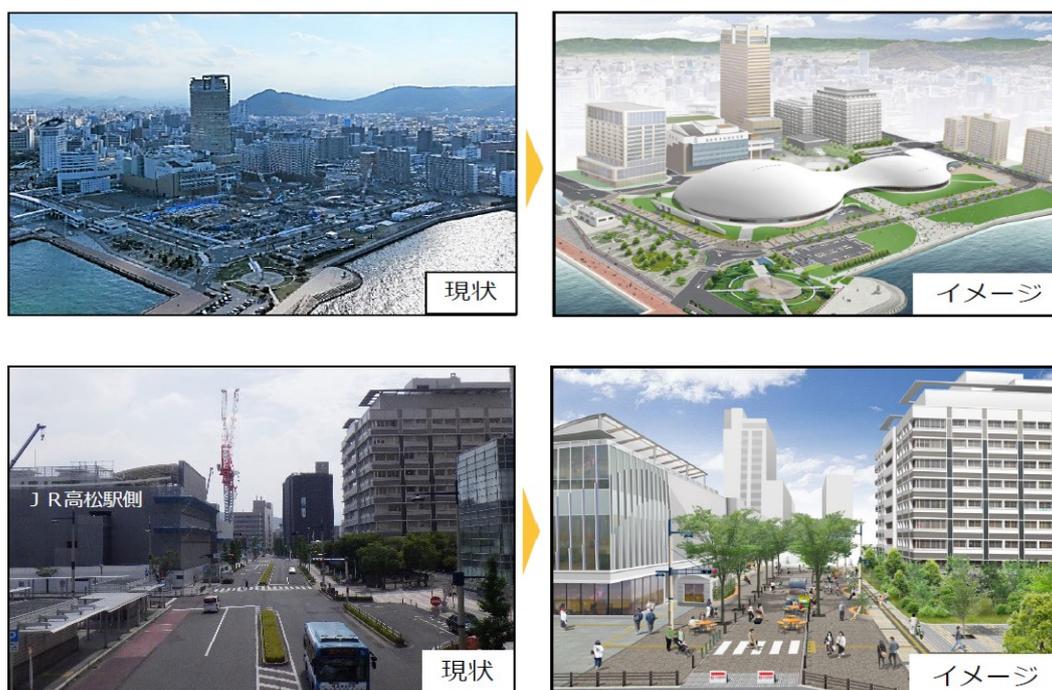
○ 県立アリーナでの大規模イベント開催時に、JR 高松駅前エリアからサンポートエリアに向かって、安全で快適に歩くことができる空間にする

○ JR 高松駅前エリアとサンポートエリアを一体的に活用できる空間にする

② プロムナード化を検討している範囲



③ プロムナード化のイメージ



(6) サポートFACTプロジェクト

○駅前広場などでキッチンカーの出店やイベントをしてくれる方を募集

○令和6年4～7月のイベント日数：107日、件数：154件

○スタートアップ企業や学生にも使ってほしい



<社会実験の実施状況(令和6年4月～8月)>

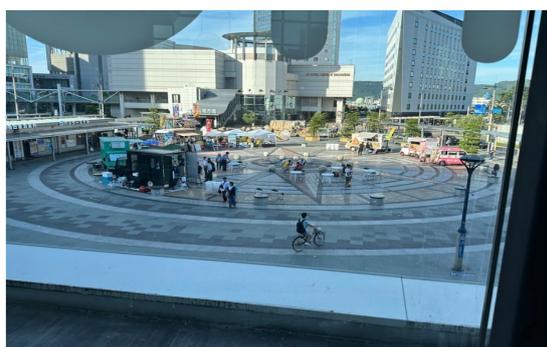
○電動バイクの展示(4月)



○音楽ライブ(5月)



○トライアスロン前夜祭(7月)



○サンセットバル(8月)



【長崎市】

長崎駅周辺再整備事業について

1. 長崎駅周辺再整備事業の概要

- 長崎駅周辺土地区画整理事業
事業主体：長崎市 約173億円
 - JR長崎本線連続立体交差事業
事業主体：長崎県 約529億円
 - 九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）
事業主体：国 約6,197億円
- ⇒これら3つの事業が相互に関連しながら、長崎の陸の玄関口としての再整備を進めている。



(1) 長崎駅周辺土地区画整理事業

<事業概要>

- ・ 施 行 者：長崎市
- ・ 施行地区：尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部
- ・ 施行面積：約19.1ha
- ・ 地権者数：11名（土地所有者）
- ・ 事業費：約173億円（国費57億円、市費47億円、保留地処分金69億円）
- ・ 事業期間：平成21年度～令和10年度
- ・ 減 歩 率：約38%（公共26%、保留地12%）
- ・ 進 捗 率：83%（令和5年度末）（事業費ベース）



① JR長崎駅ビル（アミュプラザ長崎 新館）

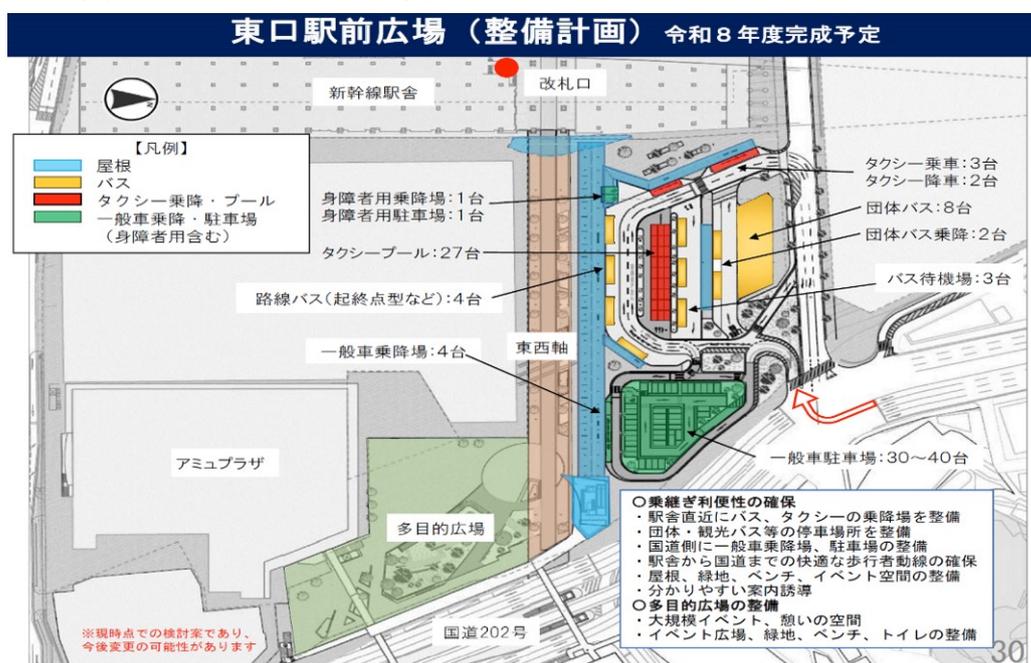
【施設概要】

- ・ 名 称 : アミュプラザ長崎 新館
 - ・ 所 在 地 : 長崎市尾上町 1 番 1 号
 - ・ 延床面積 : 約41,000㎡（地上 1～4 階、一部 5 階）
 - ・ 営業面積 : 約21,700㎡
- ※新館・本館・長崎街道かもめ市場 3館合計 約47,900㎡
- ・ 駐車場 : 自走式立体駐車場（7 層 8 段・収容台数約900台）

② JR長崎駅ビル（長崎マリオットホテル）

【施設概要】

- ・ 所 在 地 : 長崎市尾上町 1 番 1 号 ※JR長崎駅隣接
- ・ 延床面積 : 約20,000㎡
- ・ 階 数 : 地上 1 階、7 階～13階
- ・ 客 室 数 : 207室
- ・ 付帯施設 : オールデイダイニング、スペシャリティレストラン、バーラウンジ、カンファレンスルーム、フィットネスジム、エグゼクティブラウンジ
- ・ 開業時期 : 令和 6 年 1 月 16 日（火）
- ・ 社 員 数 : 約130人 ※正社員約100人、パート・アルバイト約30人



＜回遊性・2次交通利便性向上のための取組 1（国道部のバリアフリー化）＞

【課題】

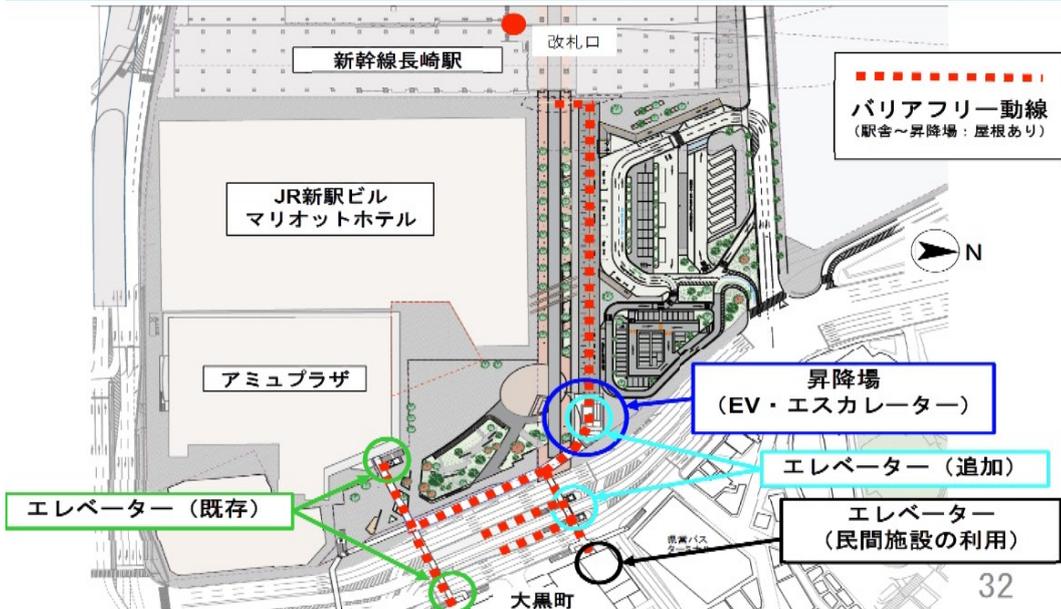
- ・ 長崎駅周辺の再整備に伴い、改札口が約150m西側へ移動
- ・ 長崎駅前電停は階段のみでのアクセス
- ・ 国道向かいの街区には南側のみエレベーター



【対応】

- ・ 駅舎⇔国道に屋根付きの歩行者動線を整備
- ・ 国道側に昇降場（エレベーター、エスカレーター、階段、公衆トイレを備えた施設）を整備
- ・ 電停にエレベーターを整備
- ・ 国道向かい（北側）にある民間施設エレベーターを一般開放

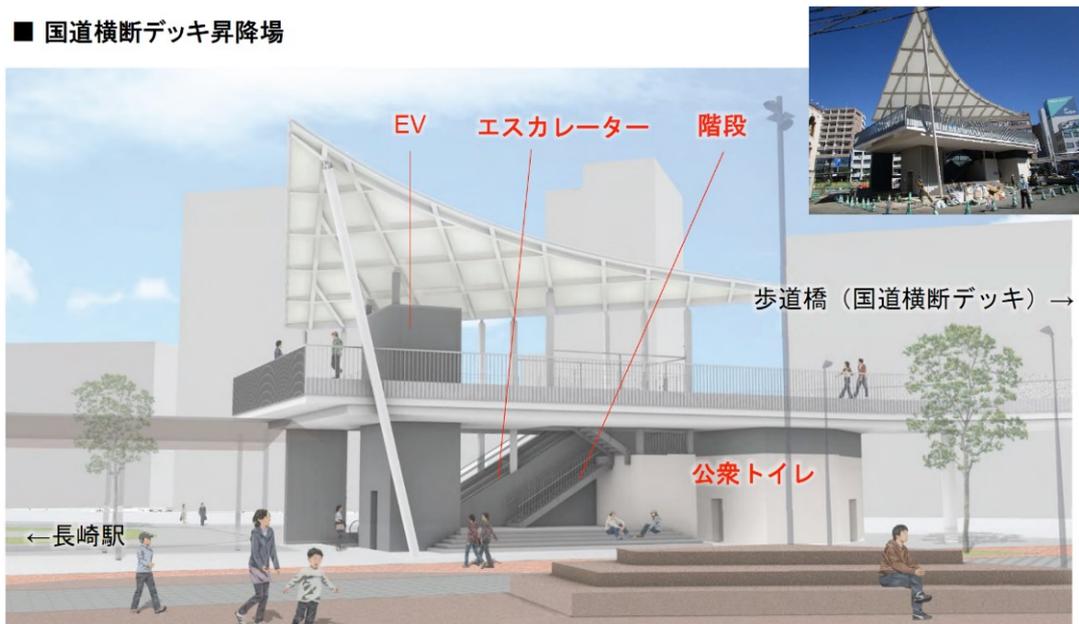
バリアフリー動線の確保
（長崎駅 ⇔ 国道202号・大黒町）



○バリアフリーの動線の確保（市施工）

⇒昇降場（歩道橋（国道横断デッキ）へ昇り降りするための施設）の整備

■ 国道横断デッキ昇降場



R4.12.23供用開始、事業費 約4億5千万円

○バリアフリーの動線の確保（県施工）

⇒長崎駅前電停へのエレベーター設置

■ 電停エレベーター



■ 民間施設エレベーターの一般開放



・新幹線開業前のR4.9.20供用開始
・事業費 約3億8千万円

<回遊性・2次交通利便性向上のための取組2（市・バス事業者による取組）>

【課題】

- ・長崎駅周辺再整備に伴い、駅改札口から主要バス停（国道沿い）までの距離が遠くなった。
- ・主要観光施設やまちなか（中心市街地）へのアクセス向上が求められた。



【対応】

- ・東口駅前交通広場の整備
- ・ながさき観光ルートバスの運行（長崎バス）
- ・まちなか周遊バスの運行（長崎バス・県営バス共同運行）

○観光ルートバス（ハートストーン号）概要

○まちなか周遊バスルート図



(2) J R 長崎本線連続立体交差事業

< 事業概要 >

- ・ 事業主体：長崎県
- ・ 事業区間：松山町～長崎駅約2.5km
- ・ 事業期間：平成21年度～令和6年度（15年）（令和2年3月高架化）
- ・ 工 法：仮線方式
- ・ 事業費：約529億円
- ・ 除却踏切：竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
- ・ 高架化駅：長崎駅、浦上駅
- ・ 車両基地：早岐駅（佐世保市）へ移転
- ・ 進 捗 率：95%（令和5年度末）（事業費ベース）



○梁川橋踏切



○浦上駅前交通広場



(3) 九州新幹線西九州ルート (武雄温泉～長崎)

<概要>

- ・区 間：武雄温泉～長崎間 約66km
- ・事業費：約6,197億円
- ・駅の位置：武雄温泉駅、嬉野温泉駅、新大村駅、諫早駅、長崎駅
- ・事業期間：認可 平成24～令和7年度末（開業：令和4年9月23日）

<経緯>

- ・昭和47年 基本計画決定
- ・昭和48年 整備計画決定
- ・昭和61年 環境影響評価報告書案を公表
- ・昭和62年 国鉄分割民営化（JR九州発足）
- ・平成19年 三者基本合意（長崎県・佐賀県・JR九州）

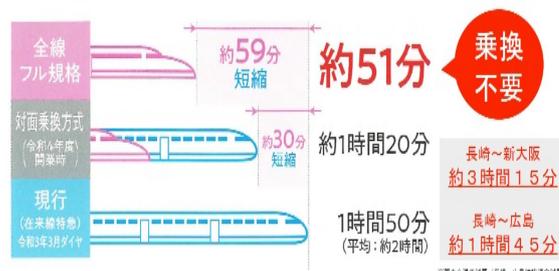
九州新幹線西九州ルート (ルート概要)



九州新幹線西九州ルート (所要時間)

大幅な時間短縮効果と新大阪直行運行！

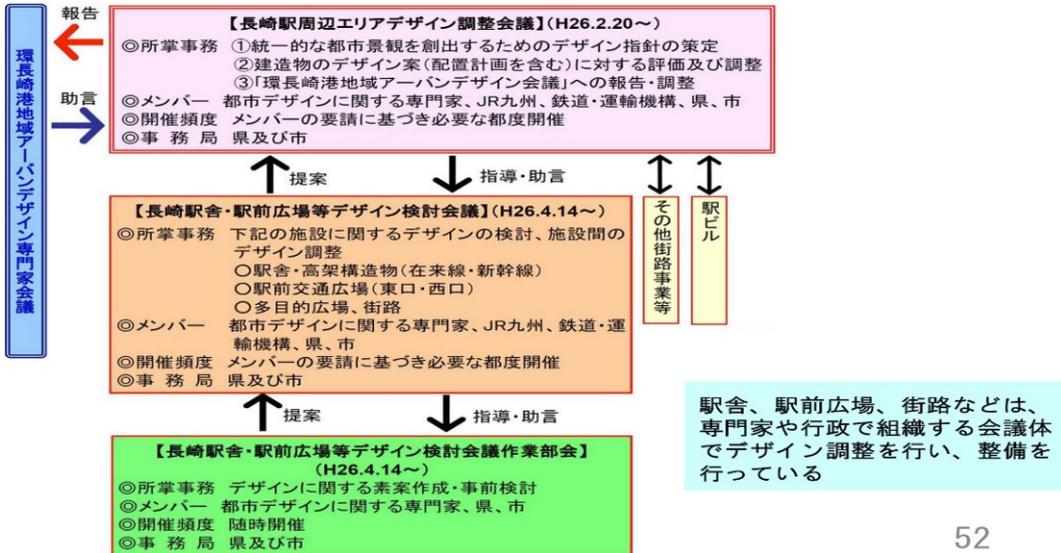
○長崎～博多間の所要時間（最速）



2. まちづくりの特徴

(1) 駅舎・駅前広場のデザイン調整

<体制>



52

(2) 機運醸成及び周知

① まちづくりシンポジウム

【第1回(平成26年4月13日)】

- ・基調講演及びパネルディスカッションを実施(参加者総勢300名)。
- ・アンケートでは、設計チームから提案されたデザイン案については、「大変良かった」が29%、「良かった」が45%と高い評価を得た。
- ・バリアフリー化、交通問題(自動車、バス、路面電車)、周辺施設へのアクセス性向上、駅舎施設(構造、高架下利用)、景観阻害施設、参加機会等に関する意見をいただいた。



【第2回(平成26年11月16日)】

- ・取組報告、ディスカッション、ワークショップを実施(シンポジウム参加者121名、ワークショップ参加者37名)。
- ・ワークショップでは、「新しい駅前広場の使い方」をテーマに、提案、発表。
- ・アンケートでは、東西軸の強化や周囲の風景のデザインへの活かし方等に関する意見をいただいた。



【第3回(平成27年11月8日)】

- ・基調講演、事例紹介(姫路市、日向市、柳川市)、事業進捗報告を実施(参加者総勢125名)。
- ・全体ワークショップでは、長崎駅周辺整備に関するニーズや今後の県民市民の関わり方等について、アンケートを行いつつ意見をいただいた。
- ・長崎駅のホームから見えた方が良い風景として「長崎港」と回答した方は参加者の62%、駅前広場をイベントで活用するべきと回答した方は47%であった。
- ・整備に対して市民の意見やアイデアを取り入れる取り組みを強化してほしいとの意見が多数寄せられた。



シンポジウムで市民からいただいた意見やアイデアを、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」に反映

61

② ワークショップ



長崎駅周辺におけるまちづくりの取り組みを市民に広く知ってもらうとともに、駅前広場が魅力的で利用しやすく、愛される場所となるよう、市民と一緒に考えていくことを目的にワークショップを開催。

- 第1回長崎駅前広場ワークショップ・シンポジウム（平成29年2月5日）
- 第2回長崎駅前広場ワークショップ（平成29年7月9日）
- 第3回長崎駅前広場ワークショップ（平成29年11月12日）

③ 現場見学会

連続立体交差事業、新幹線開業にかかる市民等の機運醸成のため、現場見学会を実施した。



高架工事現場見学会（H30.11.25）



新幹線駅舎見学会（R4.3.27）

④ 市民への周知

ア. 市広報誌（広報ながさき 令和4年3月号）

イ. 市ホームページ（YouTubeの活用）

(3) 長崎駅周辺まちづくり推進協議会

<体制>

長崎駅では、長崎駅周辺まちづくり推進協議会を設立しており、JRやアミュプラザのほか、半径500m以内にある会社や商店街、自治会等のメンバーで構成され、長崎駅に來られた方を長崎駅周囲に波及させようというコンセプトのもと活動を行っている。

2024年1月24日開会

会員数	会員	オブザーバー	賛助会員	合計
	11	6	7	24

会員	オブザーバー	賛助会員
九州旅客鉄道株式会社長崎支社	長崎商	株式会社サンリン
長崎駅前地区まちづくり協議会	長崎近隣地産物産	D X Y Z 株式会社
株式会社 J R 長崎シティ	長崎商工会議所	J R 九州エージェンシー株式会社
長崎放送株式会社	株式会社ながさきMICE	アサヒビル株式会社
長崎駅前商店街組合	九州旅客鉄道株式会社長崎駅	株式会社Fast Fitness Japan
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会		JR九州サービスサポート株式会社長崎支店
株式会社アレア・ニュー長崎 ホテル長崎		イオンフィナンシャルサービス株式会社長崎支店
株式会社グラバール		
西部ガス長崎株式会社		
株式会社ドコモCS九州長崎支店		
九州電力株式会社長崎支店		

協議会ホームページ
長崎駅周辺まちづくり推進協議会

<活動>

長崎駅周辺のイベント情報をポスター等で案内しているほか、月に1回程度の清掃活動実施、長崎出身のジャズプレイヤーによる演奏イベント“NAGASAKI CITY JAZZ”も開催している。

イベント情報発信



清掃活動(月1回実施)

異国情緒溢れる長崎の街並みに合う音楽イベント
『NAGASAKI CITY JAZZ 2024』開催
～今年も5会場に拡大！11月の長崎は“JAZZ”で溢れる1か月に～



NAGASAKI CITY JAZZ

特集 2



CITY of PERTH

鹿児島市・パース市



姉妹都市盟約 50 周年記念訪問団報告

令和6年7月20日～令和6年7月27日

市議会議員 瀬戸山 つよし



※写真は鹿児島公園での植樹式

目 次

はじめに・行程地図	32
訪問団一覧等	33
7月20日(土) 鹿児島～羽田空港～シドニー空港～	33
7月21日(日) シドニー空港～パースへ	33
7月22日(月) 在パース日本国総領事表敬訪問 パース市役所表敬訪問 キングス・パーク、The South Perth Foreshore 視察 50周年記念レセプション	34
7月23日(火) 大阪ガスオーストラリア訪問 オプタス・スタジアム、マタガラップ橋視察 記念植樹式 キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社訪問	39
7月24日(水) マター・デイ・カレッジ訪問 サンセットコースト視察 スカボロー・ビーチ視察 エリザベス・キー、ベルタワー視察 INPEX社主催昼食懇談会 双日豪州会社パース支店 東京ガスオーストラリア訪問 鹿児島市主催答礼夕食会	42
7月25日(木) パース～シドニー	48
7月26日(金) クレアシドニー事務所訪問 ニュー・サウス・ウェールズ州立美術館視察 シドニー市内視察	48
7月27日(土) シドニー～羽田空港～鹿児島	51
まとめ(所感)	51

【はじめに】

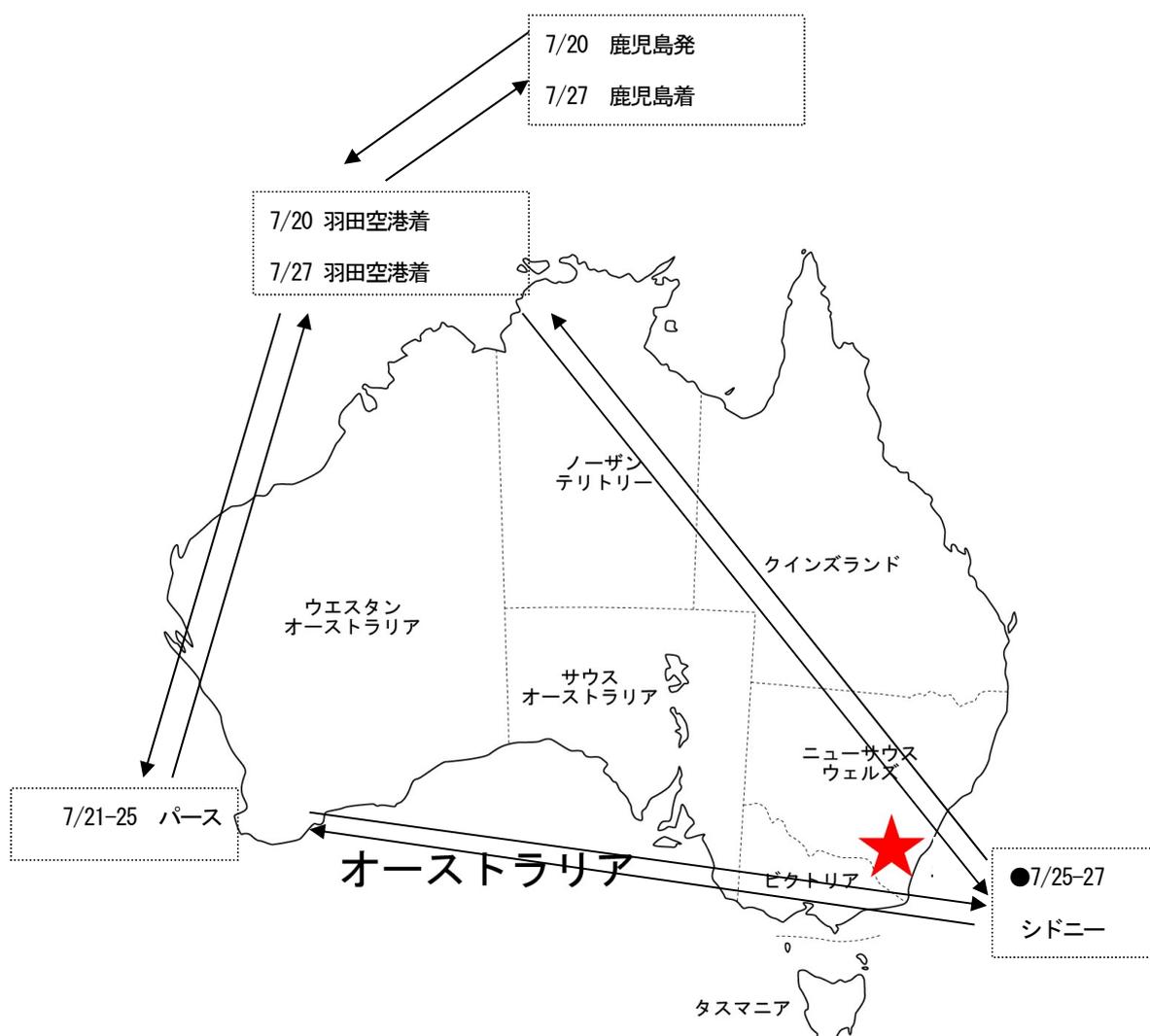
私たち鹿児島市・パース市姉妹都市盟約 50 周年記念訪問団 9 名は、令和 6 年 7 月 20 日から同月 27 日までの 8 日間にわたるパース市等への訪問において所期の目的を達成し、全員無事に帰国しました。

今回、本市とパース市の姉妹都市盟約 50 周年を記念して、下鶴市長を団長としてパース市を訪問し、両市の友好の絆を深めるとともに、トランジットの際にシドニー市において関係機関の訪問及び街づくりの視察を行いました。

パース市では、市役所への表敬訪問、姉妹都市盟約 50 周年記念レセプションへの出席、記念植樹式への参加などを通じて、同市との友好の絆をさらに深めることができました。

また、シドニー市においては、姉妹都市交流に支援をいただいているクレアシドニー事務所を訪問し、オーストラリアの現状についてブリーフィングをいただいたほか、都市視察を行うなど、交流以外でも大きな成果を上げ、訪問団員一人ひとりが充実感を持って帰国しました。

【行程地図】



【訪問団員一覧】

		氏 名	職 名
1	団長	下鶴 隆央	鹿児島市長
2	団員	川越 桂路	鹿児島市議会議長
3	〃	瀬戸山 つよし	鹿児島市議会議員
4	〃	南 徹	南アカデミー i B S 外語学院代表取締役学院長 鹿児島国際懇話会会長
5	〃	増留 麻紀子	鹿児島大学大学院理工学研究科建築学プログラム准教授
6	〃	大山 かおり	鹿児島市市長室長
7	〃	小倉 秀幸	鹿児島市秘書課長
8	〃	植松 祥章	鹿児島市都市計画課主査
9	〃	西山 美成子	鹿児島市国際交流課主任

【経済界からの参加者(自費)】

10	-	津曲 貞利	日本ガス株式会社 代表取締役社長
11	-	岩元 文雄	株式会社カクイックス 代表取締役社長

【7月20日(土)】

鹿児島⇒(羽田)⇒シドニー空港へ

南学院長、増留准教授、岩元社長、大山室長、植松主査、西山主任の5名は、14時35分発の航空機で羽田空港に向かった。

羽田空港で下鶴市長、小倉課長、川越議長、瀬戸山議員と合流し、19時30分発の航空機でシドニー空港に向かった。

【7月21日(日)】

シドニー空港⇒パース空港

6時10分にシドニー空港に到着し、入国審査等を終えた後、8時20分発の航空機でパース空港に向かった。

11時25分にパース空港に到着し、空港にて現地ガイドと合流し、昼食をとった後、宿泊先のホテルに向かった。ホテルでは、パース市の職員が出迎えてくれた。

その後、ホテルからすぐ近くのパース市役所など、パースの街を見学した。



パース市の様子

【7月22日（月）】

在パース日本国総領事表敬訪問

○時 間 9時15分～9時45分

○場 所 在パース日本国総領事公邸

○対応者 内藤康司総領事、原ノエル副領事

（同席）クレアシドニー事務所：平木万也 所長、國崎麗子 所長補佐

クレアシドニー事務所の平木所長等の同席のもと在パース日本国総領事を訪問した。

内藤総領事からは、3月25日にパースで開催された第10回パース日本祭りや日本と西オーストラリア州との関係、パースの現状についてお話があった。

《パース日本祭りについて》

- ・下鶴市長のビデオメッセージを紹介したほか、鹿児島から伝統芸能のパフォーマー3名に参加いただいた。
- ・過去最高の2万人以上が参加し、鹿児島との半世紀続く交流がパース市民に温かく受け入れられ、祝福された。

《日本と西オーストラリア州との関係について》

- ・戦後、日本の投資で鉄鉱石産業が振興、後に天然ガス産業が発展したことで両国のめざましい発展を引き出し、世界経済への大きな貢献につながった。これは世界的にも稀有な成功モデルであり、特に西豪州の方々は日本との関係に特別な想いがある。
- ・日本が輸入する鉄鉱石の53%、LNGの約3割が西豪州から輸入されているほか、日本の輸入する小麦の15%（日本で使用されるうどん用中力粉の大半）が、西豪州から輸入されるなど、日本の産業や日常生活を大きく支えている。この生産と輸出入に関わる日豪関係企業がパース中心部に集まっている。

《パースの現状について》

- ・パースには海軍基地があることから、自由で開かれたインド太平洋の発展と安全保障の面でも、インド洋の玄関口として重要視されつつあり、今週もパースでインド洋国防安全保障会議が開催され日本から海上自衛隊幹部を含む多数の代表団が来訪する。
- ・パースー成田間の直行便は昨年10月の再開以降、4月に再度休みとなったが、10月14日から再開

する。

- ・教育交流でも、治安が良く、人も気候も温かいパースの人気は高まりつつあり、日本からの短期を含む留学生は、西豪州政府が把握するだけで年間1,200名、日本からのワーキングホリデーも、昨年、過去最高を記録した。



総領事公邸にて

パース市役所表敬訪問

- 時 間 10時30分～12時
- 場 所 カウンシルハウス 11階(パース市庁舎)
- 対応者 バジル・ゼンピラスパース市長、ミシェル・レイノルズCEO ほか
(同席) 在パース日本国総領事館：内藤康司 総領事、原ノエル 副領事
(同席) クレアシドニー事務所：平木万也 所長、國崎麗子 所長補佐

在パース日本国総領事の表敬訪問後、パース市役所を表敬訪問した。

最初にカウンシルハウスのエントランスで、アボリジニ代表者のレン・コラード博士が歓迎の儀式としてウェルカム・トゥ・カントリー及びスモーキングセレモニーを行ってくださった。スモーキングセレモニーでは、参加者全員が煙の中を歩いた。

表敬訪問では、バジル・ゼンピラスパース市長から「鹿児島市とは姉妹都市盟約 50 周年を迎え、パース市にとっては最も長い友好関係にある。その関係は、緯度がともに 32 度であるという偶然のつながりにより始まったが、その偶然は、実りあるパートナーシップ交流となった。」「パース市と鹿児島市はこれまで、iBS 外語学院の南学院長と学生による 35 年以上の交流、青少年の翼事業による 30 年以上の交流、10 周年を迎えた玉龍高校とマター・デイ・カレッジの姉妹校盟約、西オーストラリア州立大学と鹿児島大学との交流など幾重にも交流を重ねてきた。将来、パースと鹿児島の関係はますます強固になると確信している。」と歓迎の挨拶をいただいた。

続いて、下鶴市長が歓迎への感謝の意と今後の交流の期待を述べた後、訪問団員のビジターブックへの署名、オーストラリア姉妹都市協会からの感謝状授与、記念品交換が行われた。記念品交換では、鹿児島市からは黄色の薩摩切子の花瓶「華翔希」を贈呈し、パース市からはスワン川を模したアボリジナルアートを贈呈された。

また、この訪問団の表敬訪問に続いて、同時期にパースを訪れていた青少年の翼訪問団(高校生)による挨拶や「おはら節」のパフォーマンスが行われた。

表敬訪問の後は、パース市長の執務室を案内していただいたほか、パース市にご用意いただいた昼食をとりながら、歓談した。

会場の窓からは市街地を見渡すことができ、緑豊かな台地にスワン川が穏やかに流れる中、高層ビ

ルが建ち並び、市街地の再開発が進んでいる様子がうかがえ、自然と近代的な建物が調和していると感じた。



スモーキングセレモニー



ビジターブックへの記帳

キングス・パーク、The South Perth Foreshore 視察

○時 間 13 時～15 時 45 分

○場 所 キングス・パーク (Fraser Avenue, Kings Park, WA 6005)、
The South Perth Foreshore

観光地として人気のキングス・パーク、広大な公共オープンスペースである The South Perth Foreshore を視察した。

《キングス・パーク》

ボランティアガイドの解説を受けながら、パーク内を視察した。

キングス・パークはパース市の中心部から約 1.5 キロ離れたスワンリバー沿いに位置しており、敷地面積は 400ha にも及ぶ公園である。公園内には、州立戦争記念碑のほか、オーストラリア固有の 300 種を超える植物が植えられている。パース中心部からも近く、景色を楽しむことができる見晴らしの良い場所があった。

《The South Perth Foreshore》

パース市の職員から案内を受けながら視察を行った。

サッカーやクリケット、ウォーキング、サイクリングなどアクティブに活動できる広いスペースのほか、ピクニックテーブル、屋外運動器、子ども用の遊び場などがあった。

また、動物園を模して作っているエリアがあり、オーストラリアの動物を模した大きなオブジェがあった。そのオブジェの内側にはその動物の説明書があるなど、オーストラリアについての知識を深めることができるようになっていた。

同施設からは、川の対岸にあるエリザベス・キーに向けてフェリーが出ており、訪問団は、そのフェリーに乗って宿泊していたホテルやパース市役所があるエリアに戻った。フェリー料金は、大人 1 人 2.4 豪ドルであった。



キングス・パーク (ボタニカル・ガーデン)



夜のキングス・パーク (7/21)



The South Perth Foreshore



フェリーにて



エリザベス・キー側のフェリー乗り場

50 周年記念レセプション

○時 間 17 時 30 分～20 時 30 分

○場 所 カウンシルハウス(パース市庁舎)11 階

○対応者 バジル・ゼンピラスパース市長、ミシェル・レイノルズCEO ほか
(同席) 在パース日本国総領事館：内藤康司 総領事、原ノエル 副領事
(同席) クレアシドニー事務所：平木万也 所長、國崎麗子 所長補佐

カウンシルハウス(パース市庁舎)において、姉妹都市盟約 50 周年記念レセプションに出席した。式典には、バジル市長はじめパース市行政関係者、パース市名誉市民、内藤総領事、大学や企業、その他関係者など約 120 名が出席した。

両国国歌斉唱、ウェルカム・ツー・カントリー(オーストラリアの歓迎)の儀式の後、両市代表者の挨拶があった。バジル市長は、これまでの交流を振り返りながら、「50 周年の記念すべき節目を、鹿児島市長をはじめ訪問団、多くの来賓の皆様ご出席のもと、パース市で式典を開催できることは大きな喜びである。」と歓迎の挨拶を述べられ、下鶴市長は、「50 周年という記念すべき節目をパースの皆様と語り合う貴重な機会をいただいたことを嬉しく思う。50 年もの間、交流が途絶えることなく多くの人をつないでいることに深い感慨を感じる。」と返した。続いて、川越議長が訪問団の受入れについてお礼を述べた。

その後、アボリジニの民族楽器であるディジリドゥの演奏や盆踊りの文化公演が行われ、パース市長や訪問団員が一緒に「おはら節」や「パース音頭」を踊り、大いに盛り上がった。

その後、パース市が用意してくださった食事をとりながら、参加者同士での歓談が行われ、様々な分野で両市の交流をより一層深める時間となった。

また、パース市庁舎の前には鹿児島市旗が掲揚されていたほか、パース市庁舎が日の丸の色である赤と白でライトアップされており、パース市の歓迎の気持ちを感じることができた。



ディジリドゥの演奏



おはら節



歓談



パース市庁舎のライトアップ

【7月23日（火）】

大阪ガスオーストラリア訪問

○時 間 9時～10時

○場 所 Osaka Gas Australia Pty Ltd(Level 22, 108 St Georges Terrace, Perth WA 6000, AUSTRALIA)

○対応者 藤岡崇博 副社長、原都 アセットマネジメント部長、
小針孝仁 人事・総務・IT部次長

大阪ガスオーストラリアを訪問し、エネルギー事業やオーストラリアの労働市場に関する説明を受けた。

《エネルギー事業について》

- ・2030年には、国内・海外事業の利益比率を1：2まで飛躍的に高める方針（現在1：20）。
- ・オーストラリア内の2つのLNGプロジェクト(ゴゴン、イクシス)に参加している。
- ・カーボンニュートラル達成に向けて石油・天然ガスの需要は中長期的には減少すると思われるものの、電力の安定供給のため一定程度は確保が必要である。中でも、LNGは温室効果ガスの発生量が少ないため、転換期において必要なエネルギーである。
- ・脱炭素につながる事業としてeメタン（合成メタン）の生成に取り組んでいる。eメタンは工業分野の排ガスやLNGプラント由来のCO₂とグリーン水素を原料としていることから、CO₂の全体量が増加せず環境にやさしいことに加え、既存のガス施設を利用することができ、追加コストがかからないなどのメリットがある。
- ・豪州の再生可能エネルギー電源開発事業者であるACE Power社と、大型蓄電池併設型の太陽光発電施設の共同開発契約を締結している。
- ・東海岸はガスが不足しており、国内向けに使わないのかという議論がある。パースのある西海岸側はそれほどでもないが、今後、豪州全体の課題になるとと思われる。

《オーストラリアの労働市場について》

- ・現在、時給が4千円弱であり、コロナ後、最低賃金が年間10%ずつあがっている。エネルギー業界は特に給与水準が高く、2千万円プレーヤーは当たり前であることから、ローカルスタッフの採用が難しい。
- ・平均継続年数は3年、現在転職を検討している人は7割という調査結果がある。
- ・年休も法律で決まっており、有休20日、病休(本人・家族)10日などとなっている。また、永年勤続者は、5年、10年おきに2か月の休みを取ることができる。
- ・ナショナルスタッフを雇用するうえで、共通した価値観の設定、社員全員でのイベントの実施、日本語授業の受講料補助制度の提供などを行っている。



大阪ガスオーストラリアにて

オプタス・スタジアム、マタガラップ橋視察

○時 間 10 時 45 分～12 時 10 分

○場 所 オプタス・スタジアム (Victoria Park Drive, Burswood, WA 6100)

○対応者 パース市職員 2 名、スタジアムスタッフ 1 名

オプタス・スタジアムは、西オーストラリア州政府が建設した 6 万人を収容できる多目的スタジアムで、クリケットやサッカー、ラグビーなど様々なスポーツイベントのほか、音楽コンサートなどのエンターテインメントイベントも開催されている。座席は 1 万席分を拡張できる設定になっているほか、女性用トイレは、7,800 基あり、大人数を収容できるようになっている。

スタジアムは駅に直結しており、通常は当該駅は運用されていないものの、イベント開催時には電車が停まることになっているため、駐車場は利用不可となる。

スタジアムのテラスからは、パース市の街並みとスワン川、そしてスワン川にまたがるマタガラップ橋（徒歩でのみ渡ること可）を一望することができ、バーカウンターが設置されていた。

また、視察後はスタジアム内のカフェでスワン川と公園の緑豊かな景色を間近に見ながらパース市が手配して下さった昼食をとった。訪問団が座ったテーブルから、屋外の大型スクリーンが設置されている場所が見えた。スタジアムの周辺が公園になっており、公園を含めたエリア全体で来訪者が増えるような空間づくりを行っており、公園内にスクリーンを設置し、パブリックビューイングや映画鑑賞ができるとのことだった。



オプタス・スタジアム



スタジアムテラスにて（左奥がマタガラップ橋）

記念植樹式

○時 間 14 時～15 時

○場 所 鹿児島公園

○対応者 バジル・ゼンピラスパース市長、ミシェル・レイノルズパース市 CEO ほか
（同席）在パース日本国総領事館：内藤康司 総領事、原ノエル 副領事
（同席）考えるポーの会会員

バーズウッド公園内にある鹿児島公園において、記念植樹式に参加した。

バジル市長、下鶴市長及びバーズウッド公園委員会のジョン・マクグラス会長の挨拶の後、その 3 人によるユーカリ (red gum tree) の植樹が行われ、今後の両市の発展と植樹したユーカリの大きな成長を願った。

鹿児島公園には、これまでの周年行事の際に植えられた樹々が大切に育てられていて、それらの樹木が成長している様子が両市の交流の深さを物語っているように感じられた。既に伐採された 1985 年に

植樹した樹木の切り株には、姉妹都市である鹿児島市長が植樹したことを記すプレートが埋め込まれており、パース市が長い間、鹿児島市を大切にしていたことが伝わってきた。



記念植樹



植樹式関係者と

キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社訪問

○時 間 15 時 30 分～16 時

○場 所 Kyushu Electric Australia/Wheatstone Pty Ltd(Level 20, Exchange Tower,
2 The Esplanade, Perth WA 6000)

○対応者 General Manager : 大森貴広 氏、Director : 寒川生太 氏

九州電力株式会社の子会社であるキュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社を訪問し、エネルギー事業に関する説明を受けた。

- ・日本のLNG輸入元の第1位はオーストラリアで 42.9%(2022 年実績)。加えて、豪州のLNG生産能力の半分以上を西豪州が占めている。九州電力は、オーストラリアの政治的な安全性やLNGの埋蔵量の多さ等からこのエリアに着目した。
- ・キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社は、オーストラリア内のLNGプロジェクト(ウィートストーン)に参画し、入手したLNGを九州電力に販売している。
- ・ウィートストーンLNGは日本ガス株式会社が製造するガスの原料の一部であり、鹿児島市民のガス需要を支えている。
- ・なお、訪問後に大森氏から、「九州の皆さんをお迎えできて非常に光栄です。また次回の訪問の際もぜひお立ち寄りください。」との連絡をいただいた。



キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社にて

【7月24日(水)】

マター・デイ・カレッジ訪問

○時 間 9時～10時

○場 所 Mater Dei College(107 Treetop Avenue, Edgewater WA 6027)

○対応者 ジョン・ラウリト 校長、ロザンヌ・ジェイコブス 教諭

玉龍高校と姉妹校盟約を締結し、また、青少年の翼事業(パース市派遣)の受入れ校でもあるマター・デイ・カレッジを訪問し、校内や授業の見学などを行った。

校内にはこれまでの本市からの贈り物のほか、玉龍高校の校訓などが飾られており、鹿児島との交流を大切にしていることが感じられた。

校内見学後は、カフェテリアで同時期に訪問していた青少年の翼の団員9名及びそのホストスチューデントと面会した。下鶴市長と川越議長からの挨拶の後、モーニングティーをいただいたが、その際、青少年の翼の団員の一人が誕生日であったため、学校が用意してくれたケーキを囲んでお祝いをした。また、軽食の中にはアボリジニの文化を反映したお菓子も用意されており、貴重な体験となった。

その後、訪問団員から出席者へ記念品を贈呈した。中でも川越議長がホストスチューデントを集めて日本の遊び道具である花札、おはじきなどのお土産をかけたじゃんけん大会を行うと、生徒たちは楽しそうにかけ声をかけながら勝った人から順に気に入ったお土産を選んでいった。また、校内を案内してくれた生徒に市長から手ぬぐいや扇子をプレゼントすると、大変嬉しそうにしていた。



授業の視察



日本に関するものでいっぱい掲示板



日本コーナーには青少年の翼報告集も



校内には広い畳部屋も



お誕生日のお祝い



マター・デイ・カレッジ関係者と



ホストスチューデントへのお土産



案内してくれた生徒たちへのお土産

サンセットコースト、スカボロー・ビーチ視察

○時 間 10 時 45 分～11 時 30 分

○場 所 Scarborough Beach(via West Coast Highway, Scarborough WA 6019)

○対応者 パース市職員

マター・デイ・カレッジ訪問後は車窓からサンセットコーストを眺めながらスカボロー・ビーチに向かった。道中及びスカボロー・ビーチでは、パース市職員がブリーフィングをしてくれた。

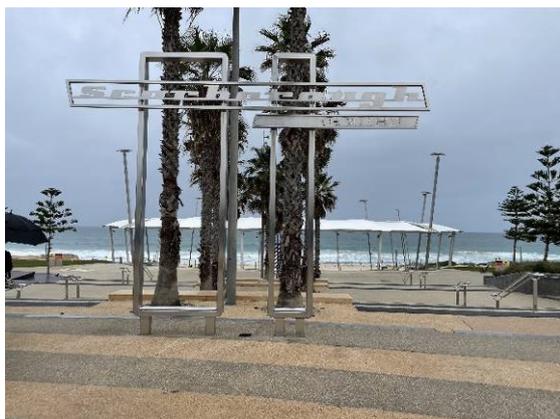
この日は風が強く、時折雨も降っており寒い日であったが、サンセットコーストではサーフィンをする人々の姿が見えた。オーストラリアでは、認められたビーチ以外での飲酒は禁止されているとのこと、ビーチの目の前には住宅はあるものの、街中で多く見られたパブやバーはほとんど見られなかった。

スカボロー・ビーチは、もともと駐車場であった場所を、州政府が7,000万豪ドルをかけて再整備した場所である。再整備前はあまり治安のよくない場所であり、そのイメージを払拭するために再整備を行った。ビーチのほか、付近にはスケートボード、モトクロス、ロッククライミング、バスケットボールなどの様々なアクティビティができる場所が整備されているほか、屋外プールも整備されている（整備費は2,400万豪ドル）。再整備は、まだ途中であり、今後も引き続き整備が予定されている。

街の再整備については、州政府が計画段階から行き、再整備後に基礎自治体に所管が戻されるとのことだった。スカボロー・ビーチも同様で、再整備後に所管が市へ移管されており、市が所有する公共施設を民間企業にリースして、カフェ等が営業されている。

スカボロー・ビーチについて、再整備にあたっての州政府へのパース市からの要望は、①大規模イベントを開催できるような場所になること②家族連れ向けの場所になること③プールを作ることであっ

たとのこと。



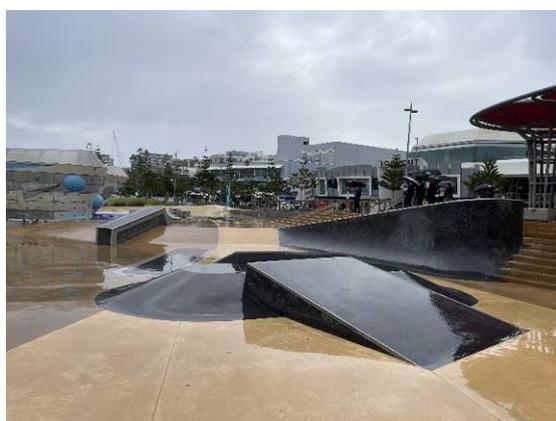
スカボロー・ビーチ



屋外プール



バスケットゴールとボルダリング設備



スケートボード等ができる広場

エリザベス・キー、ベルタワー視察

○時 間 12 時 15 分～12 時 45 分

○場 所 Elizabeth Quay (The Esplanade, Perth WA 6000)、The Bell Tower (Barrack Square, Riverside Drive, Perth WA 6000)

○対応者 パース市職員

スカボロー・ビーチ視察後は、エリザベス・キー及びベルタワーの視察を行った。ここでもパース市職員がブリーフィングをしてくれた。

エリザベス・キーは、2016年に再整備を完了したエリアで、もともと陸であった場所に水を引き込んで湾を形成した。前日に乗車したフェリーの発着場があるほか、多数のレストラン、カフェ、ホテルなどが立ち並んでいる。中心部には、パースの街と、川と空をつなぐイメージで作られた高さ 29m に及ぶ巨大オブジェが設置されている。

ベルタワーは、2000年に整備されたもので、以降、パースの顔とも言える存在になっている。タワー内の鐘には 14 世紀にロンドンで使われていたものが使用されており、毎週月・木・日曜日の決まった時間に鐘が鳴る。



ベルタワー



エリザベス・キー

INPEX社主催昼食懇談会

○時 間 13時～14時30分

○場 所 The Ritz-Carlton, Perth(1 Barrack St, Perth WA 6000)

○対応者 株式会社 INPEX : 川野憲二 代表取締役副社長、

INPEX オーストラリア : 菅原卓也次席代表 ほか

(同席) バジル・ゼンピラスパース市長、ミシェル・レイノルズCEO ほか

インペックス社が前回の訪問（2020年度）に引き続き、昼食会を開催して下さった。

同社は、世界 20 数か国でプロジェクトを展開している日本最大の石油・天然ガス開発企業であり、オーストラリアのイクシスLNGプロジェクトは、INPEX社が日本で初めて大型LNGプロジェクトの操業主体として事業を進めているプロジェクトである。

昼食会では川野憲二副社長から歓迎の挨拶をいただいた後、下鶴市長、バジル市長がお礼の挨拶を述べた。西オーストラリアのエネルギー事情や日本と西オーストラリアとの経済交流の状況などについて意見交換を行った。



INPEX社との昼食懇談会

双日豪州会社パース支店訪問

- 時 間 15 時～16 時
- 場 所 Sojitz Australia Ltd., Perth Branch (Level 21 Forrest Centre, 221 St. Georges Terrace, Perth, WA 6000, Australia)
- 対応者 General Manager : Sameer Chhikara, Manager : Kazuya Fujita
(同席) エルエヌジージャパン株式会社パース事務所 : 楡井 所長
(同席) パース市職員

INPEX 社との昼食懇談会の後、双日豪州会社パース支店を訪問した。

ここでは、双日の方々に加え、エルエヌジージャパンパース事務所の楡井所長も同席してくださり、西豪州と鹿児島のエネギー分野での繋がりをお話しくださった。

双日株式会社は、国内に 5 拠点、国外に 72 拠点を構え、世界のさまざまな国と地域で事業展開を行っている総合商社である。オーストラリアでは、自動車販売、再生可能エネルギー、病院建設などの各種事業を行っている。

オーストラリアは自動車メーカーがないため、新車の全量を輸入しているが、日本や韓国メーカーが人気とのことだった。

また、病院建設では、双日が 30%、豪州の大手投資会社が 70%を出資して事業会を設立し病院の施設運営を行うという方法で豪州における病院施設運営事業に参画している。具体的には、ビクトリア州における官民連携の PPP 事業で州政府と長期の契約を締結し、新設病院の設計、建設、ファイナンス、施設運営までを提供する事業とのことだった。

このほか、エルエヌジージャパンの楡井事務所長から、同社は三菱商事と双日が 50%ずつ出資して設立された会社であり、鹿児島との関係については、20 年にわたり、株式会社日本ガスのインドネシアからの LNG 輸入をサポートしていることなどについてお話しいただき、オーストラリアと鹿児島の経済面での関係について良く知ることができた。



双日豪州会社パース支店

東京ガスオーストラリア訪問

- 時 間 16 時～17 時
- 場 所 Tokyo Gas Australia Pty Ltd (Level 11, Brookfield Place Tower 2, 123 St Georges Terrace, Perth WA 6000)
- 対応者 Chief Strategic Officer & Chief Financial Officer,
Senior General Manager : 遠藤啓 氏
Chief Operating Officer & Chief Financial Officer,
Senior General Manager : 黒川英人 氏
Head of Planning & Administration Senior Manager,
Carbon Management : 長谷川弘樹 氏

Manager, Renewable Energy : 服部将弘 氏

(同席) パース市職員

双日社訪問後、東京ガスオーストラリア社を訪問し、エネルギー事業に関する説明を受けた。

東京ガスグループは、1989 年にオーストラリアからは初めてとなる LNG の輸入を行った。現在、日豪経済委員会の委員長を東京ガスの広瀬相談役が務めていらっしゃるが、1963 年の設立以来、商社や鉄鉱石関係の企業代表者が務めてきており、広瀬相談役の委員長就任は、日豪関係において天然ガスが重要な役割を果たすようになってきたことを示しているのではないかとのことだった。

東京ガスオーストラリアは東京ガスのグループ企業であり、2002 年の設立以来、オーストラリアの LNG 事業に投資してきており、ダーウィンプロジェクトに参画している。このほか、オーストラリアでのグリーントランスフォーメーション及びカーボンマネジメント事業に注力しており、具体的には、大阪ガス訪問時にも話が出た e-メタン導入、日本語で「二酸化炭素回収・貯留」技術と呼ばれる CCS (Carbon Capture and Storage)、豪州政府認証のカーボンクレジット創出を目的とした植林プロジェクトなどに取り組んでいる。

オーストラリアは 2022 年に労働党政権となり、それを機に化石燃料から再生可能エネルギーの導入へと大きく方向転換しており、環境意識が高まっているとのことだった。



東京ガスオーストラリア

鹿児島市主催答礼夕食会

○時 間 19 時～21 時

○場 所 Firewater Grill(1St Georges Terrace, Perth WA 6000, Australia)

○出席者 バジル・ゼンピラスパース市長、ミシェル・レイノルズパース市 CEO、
原ノエル在パース日本国総領事館副領事 ほか

宿泊ホテル内のレストランで、本市主催の答礼夕食会を開催した。

バジル市長をはじめパース市議員や職員、原在パース日本国総領事館副領事にも出席いただいた。

下鶴市長が今回の訪問に際しての心温まるおもてなしに対する謝辞を述べた後、バジル市長からも両市の友好の絆がさらに深まったことへの感謝の気持ちが示された。その後、川越議長の乾杯の発声とともに歓談の時間がスタートすると、会場は、お互いの市のこと、今回の訪問先のこと、今後の交流のことなど、出席者それぞれが名残を惜しみながら語り合い、友好を深める賑やかな声に包まれた。

最後は、瀬戸山議員からのパース市に対する今回の訪問と、長年の友好に対する感謝を伝え、全員で万歳三唱をして答礼夕食会を終了した。



答礼夕食会にて

【7月25日（木）】

パース空港⇒シドニー空港へ

パース市訪問を終え、シドニー市へ移動する日となった。パース空港を10時40分発の航空機で出発したが、シドニー空港に到着した時には既に16時45分になっており、オーストラリアの国土の広さを改めて実感した。

シドニー空港で現地ガイドと合流し、ホテルにチェックインした後、周辺の視察を行った。



ダーリング・ハーバーの夜景



シドニーの街並み

【7月26日（金）】

クレアシドニー事務所

○時 間 10時～11時

○場 所 クレアシドニー事務所（Level 12, Challis House, 4 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia）

○対応者 平木万也 所長、國崎麗子 所長補佐、西村雅裕 所長補佐 ほか

姉妹都市交流で日頃からご協力をいただいているクレアシドニー事務所を訪問した。

事務所では、パースでの7月22日の行程に同行いただいた平木所長、國崎所長補佐及び西村所長補佐、調査員のエミリーさんに出迎えていただき、平木所長からオーストラリアの行政や経済、人口動態の概要、シドニーの再開発などを丁寧に説明していただいた。

《行政》

- ・オーストラリアでは州政府に憲法上最も広範な役割が与えられており、警察・消防・公立学校・公立病院・福祉・保健・地域開発等を担っている。
- ・市は地方自治法により州政府から付与された権限を持ち、地方道整備、山火事対策、公衆衛生、児童保育、ごみ収集などを担っている。また、日本の市町村とは異なり、個人住民税に関することや住民登録は担わないほか、住所表記における市区町村の記載がない。
- ・姉妹都市交流における経済交流について、実際にクレアで支援や相談を受けたことはないが、オーストラリア側の自治体が経済的メリットを求めることについては、対市民への説明という点で考えると理解できる。例えば、水素を売り込もうとするなど。

《経済》

- ・最低賃金は24.1豪ドル（1ドル≒100円）であり、日本からのワーキングホリデーも多い。
- ・時給は良いが、その分物価も高く、ラーメン1杯が約20豪ドル。住居が足りず家賃も非常に高く、約50万円/月という物件も普通にある。お金を稼ぐことを目的にワーキングホリデーに来た若者が4人で共同生活をしてもなお一人10万円以上の家賃を支払わなくてはならないこともあるよう。
- ・日本の失業率が2.5%程度であるのに対し、オーストラリア失業率は4%程度。

《人口動態など》

- ・人口は2,682万人だが、日本と比較して若者の人口にボリュームがある。
- ・コロナ後の2022～2023年は、移民により人口が51万8千人増加した。これではあまりにも移民が多いということで、コロナ前の20万人台にまで戻そうという動きがある。
- ・このため、高度人材などのビザを優遇するなどの対応がされており、仕事で求められる英語のレベルも高くなっている。このため、他国から来る人たちと比べて英語力が低いケースが多く見受けられる日本人は、仕事探しに苦労している人もいるようだ。ワーキングホリデーに来て仕事が決まらず、炊き出しに並ぶ若者もいる。
- ・全人口のうち、本人が海外生まれ又は両親のどちらか（もしくはどちらも）が海外生まれである割合は51.5%で、人口の2割以上が家庭で英語以外の言葉を使っている。また、人口増加率(+2.5%)のうち移民による増加が83%を占めるほどの多文化主義の国。
- ・先住民は約98万人で、人口の3.8%を占める。
- ・オーストラリア市民権に定められているオーストラリアの価値観・アイデンティティには、「相互尊重と他者に対する寛容」、「困っている人への思いやり-メイトシップ」などが含まれている。なお、市民権を取得するためには、市民権に関する試験に合格する必要がある。
- ・基礎自治体が移民受け入れのサポートのために、外国人のコミュニティに接触するほか、その国のイベントを実施する際に補助を出すなどの取組を行っている。

《街づくり（再開発）》

- ・サーキュラー・キーが再開発されることになっており、2028年に完成予定。フェリー乗り場、鉄道駅、公園を改良するほか、新たな店舗や飲食店を開設し経済を活性化させるとともに、パビリオンに文化体験、教育、パフォーマンスなどの多岐にわたる用途のためのスペースを設ける。なお、住宅棟、ホテル棟の開発には三菱地所が関与している。
- ・シドニーは、以前はバスでの移動が主流だったが、朝の交通渋滞がひどかったことから、ライトレールが導入された。ライトレールの導入により、歩道が広がったほか、バスが220本減便となった。ライトレール1台分の乗客数は、バス9台分に相当する。ライトレールがストライキで動かなくなると、代替輸送手段としてバスが使われる。なお、ライトレールは、バスだけではなく一般車

両も走っている道路へ導入したため、反発があったようだ。



平木所長によるブリーフィング



クレアシドニー事務所テラスにて

ニュー・サウス・ウェールズ州立美術館

○時 間 11 時 30 分～12 時 30 分

○場 所 ニュー・サウス・ウェールズ州立美術館 (Art Gallery Rd, Sydney NSW 2000, Australia)

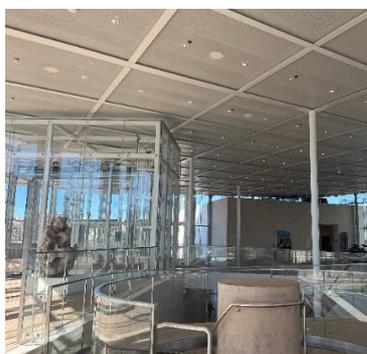
クレアシドニー事務所訪問後、オーストラリア最大規模のアボリジナルアートを有するニュー・サウス・ウェールズ州立美術館を訪問した。

この美術館は、建築界のノーベル賞とも言われるプリツカー賞を受賞した日本人建築家 SANAA (妹島和世、西沢立衛) が、2022 年にオープンした新館の設計を担当した。

多くのアボリジナルアートのほか、草間彌生などの現代アートも展示されている。



白豪主義時代を表現した作品



新館内の様子



屋外展示物

シドニー市内視察

州立美術館視察後は、フィッシュ・マーケットやダーリング・ハーバーのほか、オペラハウスなどがあるサーキュラー・キーを視察した。

フィッシュ・マーケットは、シドニーの魚市場で、ここで購入した新鮮な魚介類などを施設内や施設周辺で飲食できるようになっていた。

また、ダーリング・ハーバーは、フェリー発着場やレストラン、海洋博物館、国際会議場ショッピング施設があるほか、オフィスや住宅が立ち並ぶエリアもあった。

サーキュラー・キーは、オペラハウスのある有名なエリアで、さらなる魅力向上を目的とした再整備が計画されている。昔ながらの建造物を利用した飲食店などがあるほか、オペラハウス周辺の海沿いのデッ

キは、飲食や休憩ができるスペースになっており、平日の午後 3 時頃であったにも関わらず、多くの人で賑わっていた。



フィッシュ・マーケット



オペラハウス周辺

【7月27日（土）】

シドニー空港⇒（羽田）⇒鹿児島空港へ

パース市及びシドニー市の訪問を終了した訪問団は、シドニー空港を午前 8 時 15 分発の航空機で羽田空港に向けて出発し、約 9 時間後の 17 時 5 分に羽田空港に到着した。

その後、桜島の噴火の影響により約 30 分遅れの 20 時 5 分に羽田空港から鹿児島空港に向けて出発し、21 時 40 分に鹿児島空港に到着した。

鹿児島空港では、総務局長や国際交流課職員の出迎えを受け、市長、議長の挨拶の後、解散した。

【まとめ（所感）】

今回のパース市訪問は令和元年以来 5 年ぶりでありましたが、鹿児島市・パース市姉妹都市盟約 50 周年記念訪問団に参加できたことは、光栄でありました。

パース市滞在中はバジル市長はじめ、パース市役所や在パース日本総領事館の方々の配慮により滞りなく記念レセプション等の行事が行われ心のこもった歓迎を受けました。本市はこれまで 50 年間にわたり青少年による交流をはじめ様々な分野における交流等が行われてきました。今回の訪問では記念レセプションや鹿児島公園での植樹式のほか、多くの企業訪問などを通して、パース市の行政関係者、教育関係者、経済関係者等多くの方々とお会いし、これまでの交流で培われた絆の深さを再認識するとともに、これまで紡がれてきた絆を、なお一層強固なものにしていかなければならないと実感しました。

オーストラリアでは先住民族を敬い行事の始まりには必ず先住民族に感謝することから始めること。古いものを大事にしており、古い建物等を遺産として残すとの観点から、古い建物は残し廊下等で新しい建物につなげる等の工夫をしており、古いものと新しいものを見事にマッチさせていました。

市街地は無電柱化されているほか、道路わきの植え込みはどこもきれいに整備され、中心部から少し離れると交差点はロータリーになっており信号機が少なくガードレールは殆ど設置されておらず自然と融合

した街づくりがなされていました。

サウス・パース・フォアショアやエリザベス・キーは水辺を利用した素晴らしい散策路やイベント広場が整備されており、本市が目指す本港区エリアの開発や賑わいや人の流れを生む仕掛けづくりの参考となる視察となりました。

シドニーではクレアシドニー事務所訪問や視察を通じて、オーストラリアの経済発展や多民族主義、より魅力的なまちづくりを目指した再整備の様子について知ることができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。

最後に、関係者の皆様のお力添えにより、教育界の代表者及び経済界からの参加者とともに、姉妹都市パース市を訪れ、より一層交流を深めるための礎を築くことができたことに感謝申し上げます。

特集 3

鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告

令和6年7月23日～令和6年7月29日

市議会議員 平山 哲

市議会議員 奥山よしじろう



目次

はじめに 55

7月23日（火） 56
鹿児島空港～上海へ
天安千樹、外灘視察

7月24日（水） 57
上海～長沙へ
都市計画展示館視察長沙市幹部との会談
長沙市人民政府主催歓迎レセプション
賑わい創出関連視察（湘江ナイトクルーズ）

7月25日（木） 60
2024 湖南長沙「徳馨杯」国際友好都市少年サッカー大会観戦
湖南大球泥瓷芸有限公司視察
岳麓山国立大学科学技術都市視察
岳麓科学技術イノベーションプラットフォーム視察

7月26日（金） 63
平和堂、滋賀県との意見交換会
ICV視察
賑わい創出関連視察（文和友 海信広場店）

7月27日（土） 66
岳麓書院、愛晩亭視察
湖南博物院視察
長沙市外事弁公室主催送別宴

7月28日（日） 67
長沙～上海へ
豫園、上海巔観光庁視察

7月29日（月） 68
在上海日本国総領事館表敬訪問
上海～福岡空港～博多駅～鹿児島

まとめ（所感） 69

◎はじめに

私ども鹿児島市友好代表団5名は、7月23日から7月29日までの7日間にわたる長沙市等への訪問において所期の目的を達成し、全員無事に帰国いたしました。

今回は、行政・市議会・市民の代表（サッカー大会派遣団）と一緒に訪問し、長沙市の様々な方と交流を行い、令和4年に友好都市盟約40周年を迎えた長沙市との絆をより強固なものにしました。

また、この機会に、湘江新区のICV無人運転やインキュベーション施設の視察を行うとともに、在上海日本国総領事館において中国との交流について多分野の意見交換を行い、充実した派遣となりました。

[移動行程]

- 7月23日（火） 鹿児島→上海
- 24日（水） 上海→長沙
- 25日（木） 長沙
- 26日（金） 長沙
- 27日（土） 長沙
- 28日（日） 長沙→上海
- 29日（月） 上海→福岡→鹿児島

[団員名簿]

		氏名	職名
1	団長	新小田 洋子	鹿児島市産業局長
2	市議会議員	平山 哲	鹿児島市議会議員
3	市議会議員	奥山 よしじろう	鹿児島市議会議員
4	職員	児玉 博史	鹿児島市企画部参事、交通政策課長
5	職員	永田 裕一朗	鹿児島市国際交流課主任

以下、主な事項について報告いたします。

7月23日(火)

鹿児島空港～上海へ

本市友好代表団の5名は、サッカー大会派遣団17名と共に鹿児島空港で堀田国際交流課長ほかの見送を受け、13時50分発の航空便で上海浦東空港に向け離陸した。

約2時間半のフライトで定刻通りに到着。入国審査を受けた後、空港にて現地ガイドと合流し、専用バスにて上海市内の視察に向かった。

天安千樹視察

○日時 令和6年7月23日(火) 18:15～18:50

○場所 天安千樹

かつて上海の工業発展を支えた製鉄所跡地に、中国の名峰・黄山とバビロンの空中庭園をイメージし建てられた大型複合施設。デザインはトーマス・ヘザーウィックが手掛け、ショッピングモールや美術館などが入り、居住区画は現在も建設中。川沿いの遊歩道も含め一体的に整備されており、産業用地を再開発した良いサンプルを見ることができた。



外灘視察

○日時 令和6年7月23日(火) 21:00～21:40

○場所 外灘

レストランでの夕食後、専用バスにて外灘を訪れた。上海有数の観光名所ということだけあり、多くの観光客がライトアップされた黄浦江沿いのビル群や歴史的な建物を背景に写真を撮っていた。川沿いの人々が賑わう通りを警察官が巡回していたのも目に付いた。旧租界の歴史的な建造物と現代の高層ビル群、リバーサイドの景観を上手く融合させた観光スポットの実例を体感する視察となった。

外灘の視察後、ホテルへチェックインし、初日の行程を終えた。



7月24日(水)

上海～長沙へ

前日の渋滞状況から出発時刻を1時間早め、専用バスにて上海浦東空港へ移動した。定刻の10時25分に上海浦東空港を離陸し、12時35分に長沙空港へ到着した。長沙市外事弁公室と長沙市人民対外友好協会の職員の出迎えを受け、サッカー大会派遣団と別れ、それぞれアテンドを受けた。

空港内レストランで長沙市職員と昼食を共にし、専用バスにて都市計画展示館へ向かった。

都市計画展示館視察

○日時 令和6年7月24日(水) 15:15～15:55

○場所 都市計画展示館

長沙市の街の変遷や街づくりに関する取組みを紹介する展示館を視察し、長沙市の概要や現状を学んだ。展示されているコンテンツには最新の映像技術や照明を駆使し、人目を惹く仕掛けがされており、建設機械のみならず情報通信分野においても力を入れている長沙市の幅広い発展度合いをいきなり体感させられるものであった。



長沙市幹部との会談

○日時 令和6年7月24日(水) 17:30～18:00

○場所 長沙運達シェラトンホテル

○対応者 王 瑜璋 長沙市人大常務委員会副主任
吳 英姿 長沙市民族・華僑・外事委員会主任委員
馮 珊 長沙市外事弁公室副主任
何 軍 長沙市交通運輸送局副局長
劉 芳 長沙市人民対外友好協会専務副会長
付 嬋 長沙市工業・情報化局四級調研員

都市計画展示館より専用バスで移動し、宿泊先の長沙運達シェラトンホテルへチェックインを行った。ホテルにて正装に着替えた後、長沙市幹部との会談に臨んだ。はじめに、王副主任から歓迎のことばと長沙市の概況説明がなされ、これまでの鹿児島市との交流が長沙市の発展に貢献をいただいたと感謝の言葉が述べられた。新小田団長より王副主任へ下鶴市長からの親書をお渡しし、記念品の交換を行った。

会談では、王副主任は「共に発展を遂げてきた両市が産業や医療など様々な分野で協力・連携し、両市の友好関係をより強固なものとしたい。」と話され、新小田団長から「これまで42年に及ぶ両市の友好の絆に敬意を表し、今後の両市の更なる交流の発展を願っている。」「王副主任はじめ長沙市友好代表団の皆様が8月のアジア太平洋都市サミットで鹿児島市にお越しいただくのを楽しみにお待ちしております。」と答えました。



長沙市人民政府主催歓迎レセプション

- 日時 令和6年7月24日（水）18：00～20：00
- 場所 長沙運達シェラトンホテル
- 出席者 王 瑜璋 長沙市人大常務委員会副主任
 吳 英姿 長沙市民族・華僑・外事委员会主任委員
 馮 珊 長沙市外事弁公室副主任
 何 軍 長沙市交通運輸送局副局長
 劉 芳 長沙市人民對外友好協會專務副會長
 付 嬋 長沙市工業・情報化局四級調研員



長沙市幹部との会談を行った宿泊ホテル内の別会場で、長沙市人民政府に歓迎レセプションを開いていただき、本市サッカー大会派遣団と一緒に出席した。

冒頭、王副主任より歓迎のことばをいただき、レセプション中は、代わる代わる多くの関係者の方と懇談し、本市職員が所属する各分野の両市の現状や取り組みについて情報交換を行うことができた。地方行政職員同士が実務者レベルで交流ができたことは大変有意義な時間であった。特に公共交通（主に路線バス）に関して何副局長と意見交換を行い、長沙市の路線バスの状況を把握できたことは非常に参考になった。（長沙市では、民間バスを買収し、公設民営化の一家のみで運行しており、市は、赤字補填的な補助を年間7億元：日本円140億円程を行っている。日本と同様に、給料が安く、休みも不安定で、運転者を希望者する方が多くない課題はあるが、赤字補填を全て行っていることから、朝から夜12時頃まで路線バスは絶えず運行されており、安定的な移動サービスの提供は現状確保されている。）

また、サッカー大会派遣団へ翌日から始まる4日間の大会に向け激励のことばを頂戴し、選手たちは気持ちを高めたようであった。



賑わい創出関連視察①

○日 時 令和6年7月24日（水）20：30～21：30

○場 所 湘江クルーズ

外事弁公室職員と共に湘江クルーズを視察させていただいた。昼間の明るい時間帯と夜間の建物や岳麓山、橘子洲の毛沢東像がライトアップされた時間帯でそれぞれの良さがあり、観光客には喜ばれるアトラクションだと感じた。

遊覧中には船内で歌や楽器の演奏があり、船外の景色と併せ、乗船客を楽しませる工夫を行っていた。

料金は用途（交通・周遊）・周遊コースに応じ20～300元（21円／元換算：420～6,300円）。運航中はナレーターによる説明を行っているものの、中国語のみの対応で、多言語の音声案内やパンフレット設置はしていないとのことであった。湘江沿いに飲食等の店舗は一部のエリアしかなく、緑地帯や壁が建つ狭い遊歩道になっており、上海の黄浦江沿いの人が歩いて賑わうものとは異なるリバーサイドの活用例を体験することができた。



7月25日（木）

2024 湖南長沙「徳馨杯」国際友好都市少年サッカー大会観戦

○日 時 令和6年7月25日（木） 8：30～10：00

○場 所 雨花区社会足球场

本市小学生チームが出場する2024 湖南長沙「徳馨杯」国際友好都市少年サッカー大会の開会式と予選リーグ1試合を観戦した。長沙市で行われる国際サッカー大会へは2018年以來、6年ぶりに本市より出場し、今大会は4日間の日程で全16チーム（海外からの出場は、本市のほか、韓国3チーム、ナイジェリア1チーム※欠場）が予選リーグ、決勝トーナメントを戦った。

本市チームは開幕ゲームで地元の徳馨園小学校（昨年の中国全国大会の優勝チーム）と対戦し、引き分け、PK戦で惜しくも敗戦。その後、予選リーグを2位通過し、決勝トーナメントに進出。準々決勝で優勝したチームに敗れるも、順位決定戦を2勝し5位入賞を果たした。

気温40度、湿度70%を超える厳しいコンディションの中、選手たちは一生懸命にプレーし、ピッチ外では海外選手と積極的にコミュニケーションを取って交流を深め、大変頼もしい姿であった。



湖南大球泥瓷芸有限公司視察

○日 時 令和6年7月25日（木）10：30～11：30

○場 所 湖南大球泥瓷芸有限公司

同社では地元で採掘される珍しい原材料（大球泥）を使った焼物を製造・販売している。薄くして焼いても割れず、光の透過性が良いという素材の特性を生かし、独自の風合いを醸し出すことで他の焼物との差別化を図っている。本市との友好都市盟約締結40周年の記念品も同社で製造されたものである。

需要、技術継承共に伝統工芸からの若者離れが起きている日本とは異なり、デザインや用途に工夫をすることで若者の需要を獲得している。同社従業員も20代30代の社員が多く在籍し、30代で要職に登用されていた。また、海外へも目を向け、積極的に取引を行っているとのこと。

本市の工芸品を取り扱う窯元とぜひ交流を行いたいという言葉もいただいた。



インキュベーション関連施設視察①

○日時 令和6年7月25日（木）15：00～15：50

○場所 岳麓山国立大学科学技術都市



岳麓山国立大学科学技術都市内に設置された、産学連携のイノベーション促進に向け調整機能を担う事務局のオフィスを視察した。岳麓山国立大学科学技術都市は、湖南大学や中南大学等の大学や数多くの研究機関が集積し、産学連携によるイノベーションを促進することを目的としており、湘江新区（新区：経済発展を加速させるために設立された経済特区の一種で、新たな産業や技術の開発等を目的として政府が特別に指定した地域）の中核を担う区域の一つになっている。

岳麓山国立大学科学技術都市においては、大学の教員や研究機関の研究者など、高度な専門知識を持つ豊富な人材による様々な分野の最先端の研究が、政府の積極的なサポートのもとに行われ、大学における最先端の研究をはじめとし、大学と企業の共同研究プロジェクトの実施、大学で開発された技術の企業への移転による新製品やサービスの開発、スタートアップ企業の創出など、様々な成果を挙げている。

また、現在、岳麓山国立大学科学技術都市を包含する広域な区域を新たなイノベーション拠点「湘江科学城」として開発するプロジェクトが進められており、より幅広い分野で企業の誘致などを進めているとのことだった。今後の科学技術イノベーションの発展に大きな影響を与えるものと思われる。



インキュベーション関連施設視察②

○日時 令和6年7月25日（木）16：00～17：20

○場所 岳麓科学技術イノベーションプラットフォーム



岳麓山国立大学科学技術都市内に設置されたイノベーション活動を行うためのプラットフォームを視察した。このプラットフォームは、①ビジネス環境の最適化、②科学技術に関するプロジェクトのインキュベーション、③上場企業の育成、④高度な人材の誘致を目標としている。具体的な取組みとしては、インキュベーションの拠点としての支援（ハイテクサービス業（建築面積 16,000 m²）やスタートアップ型の零細企業（建築面積 5,000 m²）の集積、高度な人材の育成（建築面積 2,600 m²）、5Gの研究（建築面積 12,000 m²）等のための施設）、科学技術イノベーションのためのピッチイベントやコンテスト、人

材育成のための講座の実施、特許の申請をはじめとした知的財産権に関する支援、大学生への起業支援、科学技術研究成果の転化（実用化）への支援、金融面での支援などである。2023年は年間でピッチイベントは、660回開催し54社の企業からの出資が実現したほか、コンテストや講座は計100回実施、大学の研究成果の転化は60件を超えるなどの実績をあげているとのことだった。

視察後、会議室に移動し本市のソーホーかごしま、マークメイザンなどのインキュベーション施設や取組について紹介し、意見交換を行った。視察先の担当者からは、今後、国外企業からも投資を呼び込みたいと考えているので鹿児島市の企業も是非ピッチに参加して欲しいとの強い要望をいただいた。

当プラットフォームは、政府からの支援を受け、イノベーションをトータルで支援する大規模な取組みであるが、大学、研究機関、企業、投資家等と連携し、イノベーションエコシステムがうまく機能している実例として参考となった。



7月26日（金）

平和堂、滋賀県との意見交換会

- 日時 令和6年7月26日（金）10：00～12：00
- 場所 平和堂百貨店 五一広場店
- 出席者 平和堂（中国）有限公司
山本 喜敬 副董事長総経理、手塚 貴博 董事副総経理滋賀県経済誘客促進センター
西村 文彦 首席代表（所長）

湖南省と友好盟約を結んでいる滋賀県に本社を置く、平和堂百貨店にて平和堂および滋賀県との意見交換会を行った。事務所にて会社概要、長沙の市場情勢の説明を受けた後、「経済活性化に向けた海外への販路開拓」というテーマで意見交換を行った。

25年前に、滋賀県から「商業で湖南省に寄与してほしい」と出店要請があり、中国企業との合弁にて会社設立（現在は100%日本資本）。長沙市五一広場に商業ビルを建設し、開業。当初はGMS（総合スーパー）としての展開をしていたものの、当時の長沙において同社の建物は大変立派であり、「もっと良いものを置いてほしい」との声から現在の百貨店スタイルにシフトした。地域密着型経営を目指し、日系企業の

独自性は保ちつつ、中国の良いところも取り入れることで、中国の現地百貨店とは異なる視点で経営展開を行い、差別化を図っている。現在の会員数は170万人。

アフターコロナの長沙は、ネットで火がつく人気都市であり、若者が元気で眠らない街になっているとのこと。安くて美味しいものが沢山あり、モノ消費からコト消費にシフトする等、マーケットが沿岸部に近付きつつあると説明を受けた。また、多様化が進む中で新しいものを受け入れる傾向にあり、プチ日本食ブームやブランド一号店ブームが起きている。長沙初出店ブランドが多数あり、同社でもCOCO壱やはま寿司、すき家のFCを展開している。

意見交換会では、本市の取組みや抱える課題、支援側から見る事業者の現況を紹介した。滋賀県の取組みや現状発表のほか、平和堂からは出店・出品の受け皿としての視点からの意見や情報をお聞かせいただいた。地場の商品特性の理解や事業者の状況把握、進出先のマーケティングをしっかりと行い、課題や障壁を乗り越えるべく、専門知識や解決手段を持つ機関と協働することの必要性を感じた。

両者より、湖南省と友好州省である徳島県と滋賀県合同の展示会開催のお声掛けを頂いた。徳島県と滋賀県だけではPR材料に乏しく、本市の商材でぜひ協力をいただけたらとのことであった。両県が開催した前回の会場を確認した後、店舗各フロアを見学した。



湘江新区 ICV 無人運転視察

○日時 令和6年7月26日(金) 15:00~16:30

○場所 国家ICV(長沙)試験区

吉林大学長沙汽車創新研究院

長沙市の湘江新区にある、国家ICV(長沙)試験区内の吉林大学長沙汽車創新研究院を訪問した。

2015年に中国国務院の批准により、国家の重大発展と改革開放戦略の任務を受け持つ総合機能区(国家級新区:中国中部としては初)として湘江新区が設置された。長沙市の湘江西岸に位置する岳麓区を中心エリアとして望城区、寧郷市の一部を含み、面積は490km²に及ぶ。

当該研究機関は、無人運転について国家の重要施策として取り組んでおり、大規模なもので、今回は主にタクシーと清掃車について説明を受け、特に清掃車については実演車も直接視察することができた。



自動運転タクシーは、2018年から長沙式をスタートさせており、テストエリアを設けるなど、これまでタクシー30台で安全な乗客輸送は10万人を超えており、さらなる拡大を予定しているとのことであった。費用面では、5年程前は、1台あたり300万円（日本円で6,000万円程）であったが、現在はその1/10程度とのことであり、コストはかなり抑えられるようになっていた。一方で、エリア拡大に向けては、自動運転車は一般運転者のマナー（道路上の停車など）の影響を受けやすいこと、また、先行している武漢では民間タクシーが導入に対し好意的ではない状況もあり、現状では課題があるようであった。

自動清掃車は、長沙市で15台程あり、最高速度15キロで、安全性を重視して歩行者を事前に避けるため、これまで事故なしとのことであった。一方で、常に技術者が監視をしているとのことであり、完全導入にはもう少し時間が必要な様子であった。

自動運転の完全実施に向けては、コスト面や安全面への課題をクリアする必要がある段階であるが、このように専門の機関を設け、テクノロジーの活用と革新的企業の支援・育成について、国を挙げて先進的に取り組もうという意気込みを感じた。



賑わい創出関連視察②

○日 時 令和6年7月26日（金）17：30～20：00

○場 所 文和友 海信広場店

食品メーカーである文和友が1970年代の長沙の街並みを再現した造りになっている。地元長沙市民だけでなく観光客にも大人気であり、レストランはほとんど予約が取れないとのこと。現代のショッピングモールの中に急に現れる古い街並みが面白くもあった。階段や道幅は狭く、坂になっている箇所もあり、万人が利用しやすいバリアフリーとは異なる造りになっていた。

施設内を視察後にレストランで夕食を取ったが、部屋の内装や食器もかつて使われていたものに統一され、ザリガニなどの食材を湖南特有の唐辛子を効かせた料理が提供された。テーマやコンセプトを徹底して貫いているのも特色を出し人気を得る一つの要因に感じた。



7月27日(土)

岳麓書院・愛晩亭視察

○日時 令和6年7月27日(土) 9:30～11:00

○場所 岳麓書院、愛晩亭

湖南大学の前身で中国古代四大書院の一つに数えられる岳麓書院と本市天保山公園にある共月亭のモデルとなった愛晩亭を訪れた。岳麓書院は、西暦958年に開設、976年に正式に創設されて以来、毛沢東など多くの偉人を輩出した学び舎である。陽明学を起こした王陽明が講義を行ったり、江戸時代の日本に影響を与えた朱子学を起こした朱熹が議論を行ったりした場としても有名な場所で、家族単位や国内企業の社員旅行の観光バスも停まっており多くの観光客が訪れていた。

途中から雨に見舞われたが、愛晩亭と周りを囲む緑が織りなす風情を存分に感じる事ができた。



湖南博物院視察

○日時 令和6年7月27日(土) 15:15～16:30

○場所 湖南博物院

1998年に建設され、湖南省内で発見された考古遺物や美術品を展示する湖南博物院を訪れ、ワイヤレスイヤホンでガイドの説明を聞きながら見学した。湖南省内外から観光客が訪れる場であり、視察日も夏休み期間中とのこともあって場外に長蛇の列をなしていた。漢代の王墓より発掘されたミイラや陶磁器、絹織物など、当時の文化や生活が垣間見える展示品は多くの人の目を引いていた。



長沙市外事弁公室主催送別宴

○日時 令和6年7月27日(土) 18:00～19:30

○場所 西湖楼

○出席者 繆画 長沙市外事弁公室主任(長沙市人民對外友好協會會長兼務)
劉芳 長沙市人民對外友好協會專務副會長

黄 敏 長沙市外事弁公室通訳

周 雨城 長沙市人民対外友好協会職員

長沙市外事弁公室に送別宴を催していただいた。本年6月に新たに外事弁公室の主任に就いた繆画氏とも初めてお会いすることができた。湖南料理をいただきながら、和やかな雰囲気の中で、本市団員が今回の長沙市訪問で得た体験を振り返り、翌月に控える本市開催のアジア太平洋都市サミットや11月に昆明市で開催される中国国際友好都市大会など今後の両市の交流についても話が尽きなかった。



7月28日（日）

長沙市職員の見送りを受け、10時15分に長沙空港を出発する航空機で上海へ移動した。定刻通り上海虹橋空港に到着後、昼食を挟み、上海市内視察に向かった。

豫園視察

○日時 令和6年7月28日（日）16：30～18：20

○場所 豫園・豫園商場

豫園は、上海市中心部に位置する伝統的な中国庭園であり、上海の代表的な観光スポットである。「豫」は古代の言葉で平和を意味し、「園」は庭園を指す。明時代の建築と清時代の補修で形成され、その美しさと歴史的な価値から多くの観光客が訪れるとのことであったが、この日も夏休み期間とあって、国内外から訪れた多くの観光客で賑わっていた。



上海巔観光庁視察

○日時 令和6年7月28日（日）18：40～20：10

○場所 上海巔観光庁

上海センタータワー（地上127階、地下5階、高度632m）の118階（高度546m）に位置する展望台を訪れた。チケットを買い求める観光客が長蛇の列を作っており、入場規制も行われていたことから、並びはじめてから展望フロアに到着するまで1時間程を要した。展望フロアはガラス張りで上海の街並みを360

度見渡すことができ、昼間・夕刻・夜間で様相の変化を楽しむことができることから、日没の時間帯は特に観光客の滞在時間が比較的長くなり、混雑が発生するものと見られる。

上海到着日に訪れた外灘側のグラウンドレベルとこの日訪れた外灘の対岸に位置する上海センタータワーの高所と対照的な楽しみがあり、観光客により長く滞在してもらおう1つの事例を見ることができた。



7月29日(月)

在上海日本国総領事館表敬訪問

- 日時 令和6年7月29日(月) 10:00～10:30
- 場所 在上海日本国総領事館本館
- 出席者 竹中 恵一 在上海日本国総領事館副総領事
江原 健悟 在上海日本国総領事館副領事

在上海日本国総領事館を表敬訪問し、竹中副総領事および江原副領事の応対をいただいた。

冒頭竹中副総領事より、歓迎の言葉と上海を含む中国華東地域の情勢について説明を受けた。中国華東地域のGDPは2022年日本国と同等の規模であり、進出企業数では日本がNo. 1（アメリカは大企業が主であり、納税額は多い）であること、中国人の日本への渡航者数において7割を占めていること、高い購買力と日本の製品や技術に対し具体的な需要が存在するとのことであった。在上海総領事館では、五本の柱【高齢化対策・日本産食品・グリーン（水素）・デジタル・インバウンド観光および投資】を軸として日本企業が稼ぐための支援を行っている。

ほか、長沙市での視察や平和堂での意見交換会の話題となった。中国では現在各省が省都を中心に競い合って発展を遂げているとのこと。長沙市において私たちが目にしたように、デジタル分野において中国は日本に比べ先進的であることから、漫画やアニメなど中国でも根強い人気の日本の優れたコンテンツをマッチングしていくのも面白いと話された。

今後中国との経済関係を構築していく上で、まずは自市の状況を熟知し、何なら商機があるのか、サプライチェーンの整備を含め供給面での様々な障壁と照合しながら、現地とのマッチングをしていく役割が求められていると感じた。



上海～福岡空港～博多駅～鹿児島

昼食後に上海浦東空港へ向かい、長沙空港から移動してきたサッカー大会派遣団と合流した。帰路は、上海浦東空港を11時に出発し定刻通り13時30分に福岡空港に到着した。入国審査の後、専用バスにて博多駅に向かい、20時01分発の新幹線にて移動。21時39分に鹿児島中央駅に到着し、堀田国際交流課長ほかの出迎えを受け、無事全行程を終えることができた。

まとめ（所感）

（平山 哲）

令和6年7月23日から7月29日迄の長沙市人民政府への表敬訪問、又、この間に国際友好都市少年サッカー大会観戦など有意義な訪問であった。

24日の長沙市幹部との会談は王瑜璋長沙市人大常務委員会副主任以下6名の方々と42年間に及ぶ本市と長沙市との幅広い交流を深めあいました。

26日は長沙市に店舗を構える日本企業の平和堂及び滋賀県経済誘客促進センター首席代表の西村文彦所長との会合で「経済活性化に向けた海外への販路開拓」や「大型量販店の出店やネット通販の普及による既存店の衰退」等多くの問題点に対する意見交換を行った。

今回の長沙市派遣は私にとっては3回目ですが約30年前と比較すると長沙市の人口は5倍に増加し、都市機能も素晴らしい発展を遂げており、モータリゼーションの充実は目を見張るものがあった。

又、岳麓山国立大学科学技術都市でインキュベーション関連施設の視察や吉林大学長沙汽車創新研究所の清掃車等の無人運転実演車の視察も行い、国を挙げて先進的に取り組もうという意気込みを感じた。

（奥山 よしじろう）

私が14年前（2010年）、友好都市である長沙市を訪問時の人口は、約600万人だったと記憶しているが、今回その人口が1051万人に増加していることを知り驚きを感じた。

人口増加の背景のひとつに、製造業の国内トップ企業が長沙市に拠点を置いており、周辺地域から若者が仕事を求めて流入している状況がある。

そのような人口増加に伴うマンション建設や企業誘致など、街づくりに関する取組みと発展の度合いを目の当たりにし、「数は力なり」ということを改めて実感した。

また国内外観光客の取り込みにも力を注いでおり、今回の視察で、ライトアップされた長沙市の夜景を遊覧船で堪能する「湘江クルーズ」を視察した。

国際観光都市を標榜する本市として、錦江湾から望む桜島と鹿児島市街地のロケーションを活かし、規模は小さくなると思うが、同種のもを本市でもできないものかと感じた。

長沙市幹部との会談では、これまでの両市が取り組んできた様々な分野での協力と連携を感じるとともに、42年間にもわたる友好都市としての様々な交流が、長沙市の先進的な行政施策に寄与していることを理解できた。

しかし今後は、本市にとっても新たな分野での交流が必要であり、両市の明るい将来に向け、さらなる交流を模索する時期がきていると感じた。

上海市では、上海日本国総領事館を表敬訪問し、中国における日本観などについて総領事および副総領事と、有意義な意見交換をさせていただいた。今年に入り日本への直行便数も回復が進んでおり、7月は上海／鹿児島線の復便、深圳／成田線や上海／福岡線の増便など、訪日客数の増加が期待されるようである。

最後に、今後これまで続けてきた、42年間に及ぶ両市の友好の絆が、日中両国の発展と友好、世界平和の促進にも発展することを願い所感といたします。

議会のうごき

市議会日誌

(令和6年10月～12月)

10月

16～18日

○行政調査（都市整備：高松市、長崎市）

17～18日

○行政調査（桜島爆発：山梨県富士山科学研究所）

28日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

30日 ○議運委 令和6年第4回市議会定例会、議会改革、令和6年度議員研修会、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言、議員派遣の中止、公文書開示決定に対する審査請求について協議

31日 ○総環委 陳情6件を審査

○防福こ委 陳情1件を審査

○建消委 陳情1件を審査

11月

1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

5～8日

○産観企委 令和5年度各企業会計決算の議案6件を審査し、原案可決及び認定

5～8・11～15日

○決算委 令和5年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し、いずれも認定

16日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：桜島港フェリーターミナル、国民宿舎レインボー桜島、野尻ヘリポート、赤水港、南栄リース桜島アリーナ）

17日 市議会議員補欠選挙告示

24日 市議会議員補欠選挙

25日 当選証書の付与及び当選人の告示

27日 ○議運委 委員外議員の取扱い、市議会議員補欠選挙及び会派解散に伴う協議（会派等現況の確認、議席、議運委員の会派割振り、常任委員の会派割振り、常任委員会正副委員長の会派割振り、特別委員及び同正副委員長の会派割振り、議会選出役職の会派割振り、議員控室、議場内交渉係、市議会だより編集委員、補欠選挙における当選議員の紹介）、令和6年第4回市

議会定例会（会期日程、会議録署名議員、12月3日の本会議運営）、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言、新聞報道に係るせぐち議員からの発言について協議

12月

第4回定例会 令和6年第4回定例会は、12月3日から20日までの18日間にわたって開かれた。

この定例会では、市長から提案された「鹿児島市一般貸切旅客自動車乗車料条例廃止の件」を否決したほか、令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）をはじめ、「鹿児島市犯罪被害者等支援条例制定の件」、国民宿舎レインボー桜島など7施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」など議案16件を議決した。

このほか、「訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書」を可決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた令和5年度一般会計、特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

3日 ○議会協議会 市議会議員補欠選挙における当選議員の紹介

○本会議 議席の一部変更及び指定。第4回定例会の会期を18日間と決定。委員の選任（常任委員会及び議会運営委員会）。令和5年度決算関係議案15件について、決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。令和5年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案7件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決並びに認定。その他の議案8件についても、いずれも原案可決並びに認定。犯罪被害者等支援条例制定の件など議案16件を一括上程。市長提案説明

4日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託について協議

9日 ○本会議 個人質疑（5人）

10日 ○本会議 個人質疑（5人）

11日 ○本会議 個人質疑（5人）

12日 ○本会議 個人質疑（2人）。議案16件を関係常任委員会に付託

13日 ○総環委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案5件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

○防福こ委 鹿児島市犯罪被害者等支援条例制定の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、セーフコミュニティ国際認証期間満了後の対応、障害児通所支援利用者負担自助助成、鹿児島市こども計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、分園を有する保育所等における過払金の返還の状況、鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

○市文委 工事請負契約締結の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、

旧改新小学校施設利用者選定結果、川商ホールの利用休止、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、令和6年度教育委員会活動の点検・評価、桜島学校の開校時期、鹿児島市新学校給食センターの整備・運営手法調査（報告書）、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について説明を受け、質疑

- 産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案7件を審査し、6件については、いずれも原案可決。第59号議案「鹿児島市一般貸切旅客自動車乗車料条例廃止の件」については否決。報告事項として、鹿児島市スケートボード等専用施設基本構想（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、磯ビーチハウス等の土地及び建物貸付契約に係る事業者公募結果、河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業に係る事業費等について説明を受け、質疑
- 建消委 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例及び鹿児島市宅地開発に関する条例一部改正の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市居住支援協議会の設立、城南線電線共同溝設置工事（その5）における管路橋の架設不可に伴うその後の経過について説明を受け、質疑

18日 ○議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託及び取扱い（陳情の付託及び取扱い、陳情の取扱いの見直し）、閉会中の継続審査事件等、12月20日の本会議運営（大園（盛）議員の個人質疑における発言取消し、和議員の個人質疑における発言訂正、12月20日の本会議運営）、発言通告と質疑のあり方等、無所属議員の取扱い、議員の不適切な言動に対する改善要望について協議

20日 ○本会議 大園（盛）議員の発言取消しを許可。和議員の発言訂正。固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。鹿児島市犯罪被害者等支援条例制定の件など議案16件について、5常任委員長の審査報告。討論（2人）。鹿児島市一般貸切旅客自動車乗車料条例廃止の件については、起立表決（電子表決）の結果、否決。令和6年度鹿児島市病院事業特別会計補正予算（第1号）については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案14件については、いずれも原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託を省略。原案可決。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

- 総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会
- 防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会
- 市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会
- 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
- 建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会
- 議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会

桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会

都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会

決 算 委・・・・・・・・・・決算特別委員会

令和6年第4回市議会定例会において可決された意見書

訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書

令6.12.20	第4回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 財務大臣、厚生労働大臣

令和6年度介護報酬の改定に当たって、政府は訪問介護の処遇加算について高い加算率に設定したとする一方、訪問介護の基本報酬を引き下げました。

厚生労働省は引下げ理由として、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、中山間地が多く、小規模事業所や移動時間のかかる事業者が多い本市の実態には当てはまりません。

介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている上に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情があります。また、厚生労働省の説明する処遇改善加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難です。

このままでは小規模な訪問介護事業者の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがあるなど、訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねません。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を速やかに講ずるよう強く要請します。

記

1. 訪問介護の基本報酬引下げによる影響について、速やかな調査・検証を行い、その結果を踏まえた訪問介護事業者への財政支援及び介護報酬の引上げを行うこと。
2. 処遇改善加算の引上げ及び処遇改善加算が取得できない事業所に対する加算基準の緩和を実施すること。
3. 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
4. 訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

議長会報告

(令和6年10月～12月)

(1) 開催状況

年月日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和6.10.29 (火)	九州市議会議長会 第3回理事会 於：宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・提出議案16件の審議等について ※うち鹿児島県関係分2件 ・全国市議会議長会評議員会提出議案の審議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「南九州地域の交通網の整備促進について」など議案16件を可決し関係省庁等への実行運動を行うことを決定 ・「国土強靱化の推進について」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」の正議案2件及び予備議案1件を全国市議会議長会評議員会提出議案とすることを決定
令和6.11.5 (火)	九州市議会議長会 支部長・相談役会議 於：東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・10月の第3回理事会で可決した議案16件の関係省庁等への実行運動等について ※うち鹿児島県関係分2件 (内容については、第3回理事会に同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「南九州地域の交通網の整備促進について」など議案16件について、関係省庁等への実行運動
	鹿児島県市議会議長会 臨時総会 於：東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・7月の定期総会で可決した議案27件の関係省庁等への要望について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路整備等公共事業関係予算の確保について」など27件について、関係省庁等要望先の確認 ・本県関係国会議員との意見交換等
令和6.11.6 (水)	全国市議会議長会 第238回理事会・ 第118回評議員会合同 会議 於：東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・会長提出議案6件及び部会提出議案18件の審議等 ※うち、九州部会関係分2件 (内容については九州市議会議長会第3回理事 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」など議案24件を可決し関係機関等への実行運動を行うことを決定

		会において全国市議会 議長会評議員会提出議 案として議決された正 議案に同じ)	
--	--	--	--

(2) 議決された要望等

① 九州市議会議長会第3回理事会（令和6.10.29開催）

ア 鹿児島県関係分2件

農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響を及ぼす中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな影響を及ぼした。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安により、配合飼料や肥料、燃料等農業用資材価格の高騰に歯止めがかからず、農業経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と農村環境整備等を図ること。
また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用に関する法的な整備を図ること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図るため、支援策を強化すること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大に資する施

策を積極的に推進すること。

- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の確保・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣の駆除と電気柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
- 7 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
- 8 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
- 9 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は、産業、経済、観光、文化の振興、災害時における避難、救助などに重要な役割を果たすものである。

とりわけ、国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では、中央あるいは九州域内を結ぶ交通網の整備は地域活性化を推進し、少子高齢化が進む中、救急医療体制の構築や地方への医師派遣など、安心安全な社会の実現を図る上でも、重要かつ緊急な課題である。

また、地方創生及び国土強靱化を推進するため、道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

よって、国においては、地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに、広域的な交通網の整備促進のため、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、道路の長期安定的な整備・管理が進められるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して継続的に取り組むこと。

また、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、地方公共団体への人的・技術的支援のため、地方整備局の体制を充実・強化すること。

- 2 東九州自動車道の建設整備促進について

- (1) 「日南東郷～油津」間、「夏井～志布志」間の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。

- (2) 「油津～南郷」間、「奈留～夏井」間の整備促進を図ること。
 - (3) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC」間の事業中区間の早期完成及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。
- 3 南九州西回り自動車道の整備促進について
- (1) 芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
 - (2) 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
 - (3) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC～伊集院IC」間の事業中区間の整備促進及び残る区間の早期事業化を図ること。
- 4 高規格道路等の整備促進について
- (1) 鹿児島東西幹線道路の「田上IC～甲南IC（仮称）」間の早期完成及び甲南IC（仮称）以東の早期事業着手を図ること。
 - (2) 鹿児島南北幹線道路の早期事業化を図ること。
 - (3) 北薩横断道路の「溝辺道路」、「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」の早期開通を図ること。
 - (4) 都城志布志道路の早期完成、「曾於志布志道路」の事業化路線の指定及び「都城末吉道路」の早期事業化を図ること。
 - (5) 鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。
 - (6) 大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成、「吾平大根占田代道路」の早期整備及び国道448号以南の整備促進を図ること。
 - (7) 薩摩半島横断道路の早期整備を図ること。
 - (8) 大隅横断道路の早期事業化を図ること。
- 5 一般国道の整備促進について
- (1) 国道10号について
 - ア 鹿児島北バイパスの早期完成、未事業化区間の早期整備及び白浜拡幅（4車線化）の早期完成を図ること。
 - イ 深川交差点の改良を図ること。
 - (2) 国道220号について
 - ア 垂水市牛根境防災、古江バイパス及び霧島市亀割峠防災の早期完成を図ること。
 - イ 垂水市磯脇地区及び志布志市志布志町帖地区の歩道の整備促進を図ること。
 - (3) 国道225号について
 - ア 峯尾峠の視距改良事業L=1,000mの早期着手を図ること。
 - イ 川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間L=800m及び連続カーブ区間L=700mの早期整備を図ること。
 - ウ 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
 - エ 南九州市川辺町木場田橋の改修を図ること。
 - オ 南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
 - カ 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。
 - (4) 国道226号について
 - ア 喜入防災の早期着工を図ること。

- イ 「指宿市十二町交差点～鹿児島市平川道路起点」間の当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
 - ウ 「鹿児島市喜入旧市交差点～同市平川道路起点」間の4車線化に向けた調査検討を進めること。
 - エ 南さつま市坊津町久志拡幅工区（久志地区）の早期着工を図ること。
 - オ 南さつま市坊津町坊拡幅工区（耳取峠）の早期着手を図ること。
 - カ 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋目地区の早期着手を図ること。
 - キ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期完成を図ること。
 - ク 南九州市穎娃町長崎地区及び「穎娃町大川～知覧町門之浦」間の歩道設置の早期着手及び南さつま市加世田万世工区（消防団詰所から相星橋）の歩道設置の早期着工を図ること。
 - ケ 枕崎市遠見番地区の道路法面変状箇所早期完成を図ること。
 - コ 改良済み区間の老朽化対策の強化を図ること。
 - (5) 国道 270 号の道路拡幅、道路線形の改良及び付加車線等の整備を促進し、歩道の整備を図ること。
 - (6) 国道 447 号の「宮崎県えびの市真幸地区～鹿児島県伊佐市大口青木地区」間のバイパスの早期完成及び未整備区間の解消を図ること。
- 6 島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について
- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
 - (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。

イ 全国市議会議長会評議員会提出議案（鹿児島県関係分）

九州における高速交通網等の整備促進について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠だが、九州各地を結ぶ高速交通網の整備は総体的に遅れている。

九州における高速交通網の早期完成は、本州との産業・経済の交流の促進、地域医療や災害時の輸送路確保、住民生活の安定など、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待される。

国においては、九州地域の一体的発展を図るため、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及びJR在来線の輸送改善を行うとともに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを行い、所要の整備財源を確保すること。
- 2 高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道）、地域高規格道路及び主要国道の整備促進、早期全線供用を図ること。
- 3 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の再開を図ること。
- 4 特定有人国境離島の経済・観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航

空路運賃の低廉化の対象者について、当該地域を訪れる者に拡大するとともに、離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造を推進し、新船建造に対する財政的支援を行うこと。

- 5 沖縄県の慢性的な交通渋滞の緩和と均衡ある持続的な発展を図るため、沖縄振興計画に掲げる鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入に加え、本島（中）南部圏域への鉄軌道の延伸等を図ること。

② 全国市議会議長会第118回評議員会（令和6.11.6開催）

※会長提出議案6件

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くの市に広がることが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、令和5年4月の地方自治法改正により、

地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたことについて十分に周知を図るとともに、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進の一助とするため、主権者教育を一層推進すること。

また、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこと。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

(育児手当の創設)

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、育児手当の支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

(1) 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。

(2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により会議場での会議を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な場合についてオンラインでの出席を可能とするなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

(1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

(2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。

① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備

② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）

③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

第2 地方議会の権能強化

1 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第 99 条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

また、各省庁は地方議会が提出する意見書をオンラインで受理できるようにすること。

地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、物価高などの影響で依然として厳しい状況にある。また、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかり、地方移住の関心の高まりやテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、こども・子育て政策の強化や福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財源の充実確保

(1) 令和 7 年度地方財政対策

地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないよう、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 令和 7 年度税制改正

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- ③ ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

⑤ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

2 地方創生の推進

(1) 地方創生2.0の着実な推進

新しい地方経済・生活環境創生に係る基本構想の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映するとともに、関係予算を安定的に確保すること。

(2) 東京圏一極集中の是正

東京圏一極集中を是正するため、「移住・起業支援金制度」の周知・広報等の充実を図りつつ、国と地方が連携し、地方への移住を促進するほか、抜本的な対策を講じること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(4) 地方創生関連施策の拡充

① 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。

② 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置など地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 こども・子育て政策の強化

「こども・子育て支援加速化プラン」において示されている全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すること。

全国一律で行う施策に加え、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として

用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

令和7年度を期限とする地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

また、「デジタル基盤改革支援補助金」については、引き続き、補助上限額の見直し及び交付対象の拡大を図り、移行に係る経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置するとともに、影響を受ける全てのシステムの改修等に要する経費についても財政的支援を確実に行うこと。

さらに、ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を行った上で、地方の意見を丁寧に聴きながら協議を進めるとともに、地方の負担増とならないよう配慮すること。

地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

下請けいじめの根絶を求める決議

デフレ経済を脱却し、日本経済を成長させるためには、まず労働者の賃金が上がり、その結果、消費が活発化し、企業収益が上がるという賃金と物価の好循環を地域経済においても実現させることが不可欠であり、そのためには、労働者の7割が働いている中小企業の賃上げを実現することが重要である。

その一方、下請け企業との取引で、優越的地位を濫用して受注者に不当な取引を強いる事例が後を絶たず、下請法違反により公正取引委員会が勧告に至った事例は、令和5年度で13件に上り、本年度に入っても10月中旬の時点で既に6件に達している。

我が国では、かねてより大企業と中小企業との大きな賃金格差等二重構造の問題があるが、この事例はその要因の最たるものである。現状の労務費、原材料費、エネルギー費等のコスト上昇局面において、適切な価格転嫁が進まなければ中小企業の賃上げが進まないのは明らかである。

そして、このことが地域経済の疲弊にもつながっている。

企業間の取引を適正化させることは、中小企業の賃上げを行い、ひいては我が国の地域経済に好循環をもたらすための最重要課題の一つであると考えます。

よって、国におかれては、いわゆる下請けいじめを許さない姿勢をより鮮明にするとともに、独占禁止法及び下請法の執行強化、また、下請法改正の検討を進め早期に結論を出し、さらなる企業間取引の適正化に取り組むよう強く要望する。

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。本年1月1日には、最大震度7の能登半島地震が発生し、石川県をはじめ新潟県、富山県、

福井県など広い範囲に深刻な人的・物的被害をもたらしており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、この地震の発生に伴って、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表するなど、巨大地震に対する緊張感が以前にも増して高まっている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域指定のための基礎調査が必要となるが、地方自治体の事務負担や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。

また、改正後の国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること。

- (3) インフラの防災・老朽化対策について、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見

据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

令和6年能登半島地震等からの復旧・復興に関する決議

石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県において甚大な被害を及ぼした「令和6年能登半島地震」の発生から1年近くが経過しようとしている。

今回の地震では、1,500名を超える死傷者が出たほか、全壊、半壊などの住家被害は8万棟を超える大災害となった。液状化や隆起、土砂崩れによって道路は寸断され、上下水道は配管の破損で大規模な断水となるなどインフラやライフラインは深刻な被害を受け、都市機能は麻痺状態となった。また、能登地方では、沿岸部での津波の発生や市街地での火災などにより複合災害の様相を呈し、壊滅的な被害となった。さらに、地震による被害は広範囲に及び、各地で液状化現象により家が傾くなどの被害が発生しており、宅地被害は1万件を超えるが見込まれている。

このような状況に対し、国においては、過去に発生した大地震の教訓を踏まえた「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を取りまとめるなど、様々な支援が行われている。

しかしながら、地震活動は未だ活発で余震も続いており、山間部が多く険しい地形の能登地方においては、復旧作業に大幅な遅れが生じている。さらに、数千年に一度と言われる想像を絶する大規模な地盤の隆起の発生や広範囲にわたる液状化による被害は、想定を遥かに上回っている。

加えて、能登地方では、9月21日に低気圧と前線による記録的な大雨により27河川が氾濫するとともに各地で土砂災害や冠水被害が発生し、多数の尊い人命が失われた。

さらに、多数の家屋流失や令和6年能登半島地震に伴う応急仮設住宅6団地で床上浸水の被害があったほか、復旧が進み始めていた交通インフラやライフラインも破壊され、再び孤立集落が発生した。

9月以降、ようやく避難所から応急仮設住宅に入居した被災者も多く、復興への道を進み出そうとする矢先の災害に被災地では計り知れない不安が広がっている。

よって、国においては、被災地の状況をよりの確に捉えるとともに既存の法制等にとらわれることなく、一日も早い被災者の生活再建や被災地の復旧・復興に向けた取組をさらに強化し、加速させるため、下記の事項について、万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 被災者生活支援の強化

- (1) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品について、被害状況や被災者のニーズを踏まえ、十分な量が安定的かつ継続的に供給されるよう、引き続き必要な措置を講じること。
- (2) 被災生活の長期化が懸念される中、被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援をより充実させること。また、被災者の置かれた状況に沿ったきめ細かいサービ

スが切れ目なく行えるよう、被災市町村への人的・財政的支援を充実すること。

2 生活と生業再建への支援

- (1) 被災者が住み慣れた土地に戻ってこられるよう、応急仮設住宅などの整備による被災者の住宅確保を迅速かつ確実にを行うとともに、その入居にあたっては、地域コミュニティの維持等に十分配慮すること。また、住宅や宅地の応急修理などへの支援を行うこと。
- (2) 公費による家屋解体への技術支援や人的支援を行い、被災者の生活再建の加速化を支援すること。また、倒壊した空家については、「所有者不明建物管理制度」等を活用するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 被災した子どもの学習や心のケア等に必要な支援を行うとともに、家計が急変した学生等の就学機会確保のための授業料等の減免や奨学金の拡充などへの支援を行うこと。
- (4) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設や機械等の設備の早期復旧を図るため、各種補助金や融資制度において特別枠を設けることや税制上の優遇措置を講じることなど、事業者や農林水産業者による経営再建を強力に後押しすること。
- (5) 被災地域における雇用が確保されるよう、事業者への財政措置を講じるとともに、事業者や労働者からの相談体制を整えること。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の広域処理に係る調整・支援及び被災した廃棄物処理施設の早期復旧のための支援を行うとともに、災害時における広域処理に係るかかりまし経費についても支援を行うこと。

4 公共施設等の早期復旧

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、早期の全面復旧に向けて最大限の支援を行うこと。
- (2) 大きな被害を受けた道路、橋梁、市庁舎、鉄道、空港、港湾などの公共施設、医療関連施設及び文教施設などの早期復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。また、被災した公共施設の解体についても、財政支援の対象とすること。
- (3) 大雨等による洪水や土砂災害等の二次被害を防止するため、治山・治水対策を早急に実施すること。

5 観光産業復興に向けた支援

- (1) 継続的な旅行需要喚起策の実施やふるさと納税の活用などにより、被災地域の観光需要や経済活動の回復を図ること。
- (2) 被災した観光拠点や観光資源の再生に向けた復旧計画の策定やまちづくり、復旧後の誘客などの取組に支援を行うこと。

6 財政支援措置

- (1) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興、災害廃棄物処理、災害応援、行政機能の維持その他の災害対応に要する様々な財政需要を的確に把握し、十分な財政支援措置を講じること。
- (2) 財政支援にあたっては、被災地や被災者の分断に繋がることのないよう、公平・平等を期すこと。

7 原子力災害対策の見直し

今回の地震を踏まえ、早急に「原子力災害対策指針」を検証し、適宜、見直しを行うとともに、地方自治体が策定する原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の見直しに対して、支援を行うこと。

8 復興のまちづくり

- (1) 被災地における復興に向けたまちづくり構想・計画の策定への支援を行うとともに、被災地のニーズに応

- じて、復旧・復興事業を行うために必要な応援職員について、中長期的な派遣を行うこと。
- (2) 被災地の各所で発生した液状化被害について、復旧に留まらず、再発防止の観点から、公有地・民有地の一体的な液状化対策を積極的に支援すること。
 - (3) 住宅・建築物の耐震基準等を満たすための改修に対して、積極的に支援すること。
 - (4) 今回の津波による被害や分析を踏まえた津波対策について、積極的に支援すること。

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 13 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等に加え、令和 5 年 8 月から ALPS 処理水の海洋放出が開始されており、風評被害への対応等、解決すべき課題が山積している。

また、物価高騰等が市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼし、被災者一人ひとりが直面している課題は様々であることから、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、人口減少や産業空洞化等の中長期的な課題を抱える被災地全体が持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第 2 期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下に伴う雨水排水対策として雨水排水ポンプ場を増設したが、雨水排水施設の維持管理費用について特別な財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建に向けて、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等

- ① 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ② 汚染状況重点調査地域の指定解除後においても、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、不安解消や環境回復措置について永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金における補助対象要件の拡充・見直しを行うこと。

(2) 除染の推進及び除染土壌等の適切な運用管理等

- ① 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- ② 現場保管における搬出困難事案の解消について、制度設計と財源の確保を行うとともに、将来的に、搬出困難事案の対応は国の責任において最後まで実施すること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、配置基準や諸手続きを示すこと。
- ④ 仮置場等の土地返還後、農地の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置に柔軟に対応するとともに、農作物等の減収等が生じた場合の財政措置を講じること。
- ⑤ 除去土壌等の福島県外での最終処分に向けた計画を提示すること。
- ⑥ 放射性物質による汚染への対応について安全基準や具体的対策を示すとともに、除染費用や放射性物質の濃度測定等に要する経費の全額を国において負担すること。
- ⑦ 農林業系汚染廃棄物について、処理加速化事業を継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。

(3) ALPS処理水の海洋放出に係る適切な対応

- ① ALPS処理水の海洋放出が開始され、中国等においては日本産食品の輸入が規制されるなど、今後更なる風評が懸念されていることから、万全の措置を講じるよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し強く指導すること。
- ② 安全かつ着実なALPS処理水の海洋放出の実施に向け、海水や魚類等のトリチウム濃度について正確な情報を発信するとともに、放出停止を判断する値を超えて検出した場合は、速やかに放出を停止するよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
- ③ ALPS処理水について、国内外において科学的根拠に基づく正確な情報発信を行い、更なる理解醸成に全力で取り組むよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
- ④ トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
- ⑤ 汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するように、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
- ⑥ ALPSの前処理で発生する液体状の放射性汚泥であるスラリーについて、その安定化処理設備の早期

運用開始に向け注力するよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。

⑦ 一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止が完了するように、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むよう、東京電力に対し指導すること。

⑧ ALPS処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者の生業が継続できるように、万全の支援策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(4) 健康管理体制の充実

① 福島県県民健康調査における甲状腺検査結果について、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど引き続き適切に評価するよう努めること。

② 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

(5) 産業の復興と再生

① 原子力災害に伴う風評を払しょくするための取組を強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力に対し強く指導すること。

② 原子力災害に伴う風評は、ALPS処理水の海洋放出の影響も加わり、観光産業に深刻な影響を及ぼしているため、観光地のハード整備及び各種観光施策等について財政措置を講じること。

③ ALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と同等の補助制度を創設するとともに、工業団地やインフラの整備など企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。

④ 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と拡充を図ること。

(6) 原子力損害賠償の適切な実施及び迅速化

① 被災者が独自に行った除染費用や個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。

② 原子力災害に伴う市税等の減収分及び住民の各種検査や風評被害対策に要する費用などについては、原発事故との因果関係が明らかであることから、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力に働きかけること。

③ ALPS処理水の海洋放出により損害が生じた場合には、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施すること。

(7) 被災者支援

① 避難指示区域等における国民健康保険の被保険者について、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を継続するとともに、高齢者をはじめ被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

② 避難住民の一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置を継続するとともに、その適用範囲を拡大すること。

(8) 捕獲した有害鳥獣の処理

増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

地方行財政調査資料目録

(令和6年10月～12月)

地方行財政調査資料項目は次のとおりです。
 必要な場合は、政務調査課へお知らせください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
7153	2024年度市税徴収実績調べ (2024年6月末現在)	R 6. 10. 17
7154	2024年度市税徴収実績調べ (2024年7月末現在)	R 6. 10. 24
7155	都市の2024年度特殊勤務手当支給状況調べ (2024年4月1日現在) [1] 政令指定都市	R 6. 10. 24
7156	都市の2024年度特殊勤務手当支給状況調べ (2024年4月1日現在) [2] 中核市、県庁所在市	R 6. 10. 24
7157	特別職の報酬および特別職報酬等審議会の活動等調べ (2024年8月1日現在)	R 6. 10. 29
7158	都市の議員発議政策条例および議会改革に関する調べ (2023年度)	R 6. 11. 5
7159	2024年度市税徴収実績調べ (2024年8月末現在)	R 6. 11. 25
7160	2024年度市税徴収実績調べ (2024年9月末現在)	R 6. 11. 25

図書室だより

◎新規購入図書（令和6年10月～12月）

議会図書室

図 書 名	著・編者名	発 行 所
自治体情報誌「D-file」8月号	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」別冊 秋号	イマジン出版	イマジン出版
移動から公共交通を問い直す コロナ禍が気づかせてくれたこと	西村 茂	自治体研究社
地域から考える少子化対策 「異次元の少子化対策」批判	中山 徹	自治体研究社
政治分野におけるジェンダー平等の推進 フランスと日本の女性議員の実情と意識	富士谷あつ子・新川達郎	明石書店
「ハラスメント」の解剖図鑑 アウト or セーフの「境界線」と「根拠」がわかる！ 全48種のハラスメントを完全網羅	宮本剛志	誠文堂新光社
地方議会人 10月号	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D-file」9月号 上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」9月号 下	イマジン出版	イマジン出版
月刊 ガバナンス 11月号	ぎょうせい	ぎょうせい
社会を変えるスタートアップ 「就労困難者ゼロ社会」の実現	小野貴也	光文社
進化する児童相談所 地域とともに歩む アウトリーチ型の連携・協働をめざして	平野恵久	明石書店
未来を拓くICT教育の理論と実践	小原 豊・北島茂樹	東洋館出版社
観光まちづくりの展望 地域を見つめ、地域を動かす	西村幸夫+國學院大學地域マネジメント研究センター・石山千代ほか	学芸出版社

図 書 室 だ よ り

図 書 名	著・編者名	発 行 所
それでもなぜ、トランプは支持されるのか アメリカ地殻変動の思想史	会田弘継	東洋経済新報社
令和6年版 こども白書	こども家庭庁	日経印刷
地方議会人 11月号	全国市議会議長会・全国町村 議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D-file」10月号 上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」10月号 下	イマジン出版	イマジン出版
判例地方自治 No.513	地方自治判例研究会	ぎょうせい
月刊 ガバナンス 12月号	ぎょうせい	ぎょうせい
地方議会人 12月号	全国市議会議長会・全国町村 議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D-file」11月号 上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」11月号 下	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」別冊 冬号	イマジン出版	イマジン出版

鹿児島市議会事務局

令和7年1月31日発行

No. 150 号